

それから第二項におきまして「併設工場のうち原子力に係る部分」につきましては、科技庁の方でやつております「原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮」をしなければならない、こう記載した所を置いております。

はなぜないといふ。醸成業者に對しては、新機構の業務の二三事項

それから第幾種の業者のところへ、いろいろな技術開発を行つておるけれども、三十九条で新機構は技術開発を行うことになつておりますけれども、この技術のうち「原子力子力に係るものを除く。」ということで、原子力にかかる技術開発をはつきりとした新機構の業務から除いております。

以上の点だと思います

○清水委員 そこでいまおおがくさういふ
れているわけであります、そのうちの二条三項、
これまでの審議の中でもいろいろと議論がござい
ましたが、どうも思うに、具体的に何を言わんと
しているのか、わかるような気もするが、不明確
な点もなしとはしない。そこでこの際、複雑な言
われ方ではなしに、簡潔直截に三条三項について
大臣から言わんとする点を明確にしていただきた
いと思います。

○森山(信)政府委員 最初に、私から法文上の解
釈につきまして説明をさせていただきたいと存じ
ます。

三条の規定は、そもそもの規定が代替エネルギーの一の供給目標をつくる規定でございまして、その際に、原子力発電関係の供給目標も含まれざれども、わけでございますから、通産省の一方的な判断で原子力発電等の供給目標をつくるのではなくて、原子力基本法に基づいた配慮が必要でございます。よど、こういう規定を織り込んだものでございます。したがいまして端的に申し上げますと、供給目標の作成に当たっては原子力基本法との関連を十分配慮すべし、こういう規定を織り込んだものでございます。

○清水委員 そうしますと、この三条三項のものは、いわゆる原子力の研究開発について、これについては原子力基本法の定めるところによつて推進をする、そこでこの点を通産大臣は十分

五十五年四月二十三日

○森山(信)政府委員 三条の規定は、原子力の研究開発のことを言つてゐるわけじやございませんで、代替エネルギーといたしましての供給目標を決める規定でございますから、研究開発とは関係なしに、供給目標を定める際に原子力基本法の精神にのつとつて定めなさい、こういう趣旨というふうに了解いたしております。研究開発は別個の問題といふふうに考えております。

○清水委員 そうしますと、いまの点で言えば、少しかみ砕いてお聞きをすると、三条三項は原子力の開発については関係がない、かかわりを持つてない、こういうふうに言われるようだ。しかし、原子力の研究開発については原子力基本法の定めるところに基づいて本法とは別に行われているのだ、こういうふうに理解をしていいわけなんですね。大臣、どうですか。

○森山(信)政府委員 まさに御指摘のとおりでございまして、あくまで三条は供給目標をつくるという規定で、その関係におきまして、三項におきまして原子力基本法との調整を図るという規定を置いたというふうに考えられるわけでございま

○清水委員　ただいまの点で、無論長官と大臣と意見の食い違いはないと思いますが、大臣、いかがですか。

○佐々木國務大臣　長官の説明のとおりでござります。

○清水委員 そうしますと 原子力の推進としよ
ような意味合いに読み取られる条文といいましてよ
うか、表現といいましょうか、そういう部分がな
しとはしないよう、どうしてもうかがわれる。だ
からそういう点については、たとえば法文を修正す
るとかあるいは削除をするとか、誤解のないよ
うに明白にしていくことが非常に重要だと考
わけなんありますが、その辺のところはどんなん

ふうにざらんになつておりますか。

ど来申し上げたとおりでございまして、いま清水先生から御質疑のござりますよう、問題点いろいろと解釈のむずかしいような点もございましたので、私どもの考え方を明確に申し上げたつもりでございます。法案提出をいたしました政府サイドといいたしましては、この御質疑によりまして政府の基本的な考え方方が明確にされたのではないか、こういうふうに考えておる次第でござります。

○清水委員 政府サイドの所信のほどはわかりましたがあが、いずれにしても審議をする私どもの立場から見るとしさか適切を欠く文言等がございましたので、そういう点は修正をするなりあるいは附帯決議等々を通して誤りのないよう明確にしなければならないというふうに考えておりますから、政府も十分意のあるところを尊重していただきたい、こういうことを申し添えておきたいと思います。

議、石特との連合審査あるいは参考人の貴重な意見陳述等をいただくななど、長時間にわたる審議を重ねてまいりましたし、そうした中で、幾つかの問題点とかあるいは政府の行う政策についての注文なり問題提起なりあるいは政策にまつわる提案なりが行われてきていたと思います。そこで、本法案の審議も最終の段階をいま迎えているわけでありますから、この機会に私は締めくくり的な意味で幾つかの点について改めて政府の所信をたださし、はつきりさせるものははつきりさせていきたいと思いまますので、お答えをいただきたいと思います。

まず、「長期エネルギー需給暫定見通し」を立てることに当たって、依然として石油に依存をする度合いといふものが大きい現状でございます。ところが、今回のアメリカの対イラン制裁政策にわが国が同調をすることに対し、イラン政府のリアクションという形で、すでに具体的にわが国

への原油の供給をストップをするといった対抗措置がとられておりまして、供給の安定的な確保を期するという点で見ると重大な情勢の変化が起

こつてきつつある、こういうふうに思います。また、原油の確保の環境がいよいよシビアな状況が予測される、こういうふうに思います。これに対してここ二、三日來の政府の対応策を見てみると、たとえば備蓄を取り崩すことによってカバーをする、あるいはアメリカに融通を依頼する、こういったことが行われているようあります。が、現実の問題としてIEAにおける緊急融通スキームといったものの発動を正式に要請をしているということはまだ承知をしておりません。いずれにしても、そういう点を含めて具体的にこの事態にどう対応するのか。特に私は、今回の供給ストップといふイラン政府の措置と、いうもののたらす国民的心理的な不安、これがかなりかき立てられているやに見ているわけなんですが、これを軽視しておくるといわゆる第二、第三の石油ショックというような現象を引き起こすことによつながるのではないか、こんなふうにも見ておりますので、この辺について少し具体的に、最近の情勢に対する大臣の対応とその所信をお聞かせいただきたい、こう思います。

私どもは、原油の供給がストップしたという方には実はしていなわけでござります。御承知とおり二月に二ドル五十値上げをいたしまして、四月一日からさらに二ドルないし二ドル五十の値上げをしたい、こういう意思表示がございました現下の国際的な石油需給関係、あるいは日本の内におきます物価動向から判断いたしまして、の四月一日からの二ドル五十の値上げにつきましてはどうも合点がいかないということで、値段交渉をしようという申し入れをしたわけでござります。元来原油の価格の決め方は、産油国が一般的に決める事ができるという契約条文がある

けでございますけれども、いま申し上げたような理由で、この際さらに大幅な値上げをするのはいかがなものかというクエスチョンをイラン側におつけましたところが、話し合いに応じてもよろしいということになりましたとして、現在話し合いで買われておるわけでございまして、私どもは全く値段の交渉上の問題というふうに考えております。日本的企业で十二社がイランから直接取引で買つておりますけれども、これまでそのうちの七社が価格交渉に入つたわけでございますが、なかなか交渉が妥結せず、その分の船積みがとまつたということでございます。二十一日から二十四日まで、きのうからあしたまで残りの五社につきましての価格交渉が現在進行中でございまして、この分はまだ話し合いの最中ということでございますので、原油がストップするかどうかはまだはつきりしないということでございます。そもそもいわゆるL/Cベースの話でございまして、そのL/Cのアーメンドをしないと船に積むことをイラン側がオーケーをしない、そういう状態がいま起つておるということでございまして、供給がストップしたという見方は私どもは実はしていないわけでございます。

ちよつと細かな話になりますけれども、重油があるいはLPG等の積み荷は現行しております状況もございますので、まさに原油につきましての価格交渉が難航しております。こういう考え方を持つておるわけでございます。これはアメリカの対イラン政策とは全く関係なしに、日本が価格の面でイラン側と現在交渉中の事態がなかなか妥協に至っていない、こういう現状ではないかといふふうに把握しておるわけでございます。

そこで御質問の、そういうことになつてイランからの石油が現実にとまつた場合にどうなるかといふ問題につきましては、私どもいろいろ対応を考えておりますけれども、いまここで具体的な内容を申し上げるにはちよつとタイミング的に早過ぎるのではないかといふことでございまして、私どもはあくまでも価格交渉が難航いたしておる

けでございますけれども、いま申し上げたような理由で、この際さらに大幅な値上げをするのはいかがなものかというクエスチョンをイラン側におつけましたところが、話し合いに応じてもよろしいということになりましたとして、現在話し合いで買われておるわけでございまして、私どもは全く値段の交渉上の問題というふうに考えております。日本的企业で十二社がイランから直接取引で買つておりますけれども、これまでそのうちの七社が価格交渉に入つたわけでございますが、なかなか交渉が妥結せず、その分の船積みがとまつたということでございます。二十一日から二十四日まで、きのうからあしたまで残りの五社につきましての価格交渉が現在進行中でございまして、この分はまだ話し合いの最中ということでございますので、原油がストップするかどうかはまだはつきりしないということでございます。そもそもいわゆるL/Cベースの話でございまして、そのL/Cのアーメンドをしないと船に積むことをイラン側がオーケーをしない、そういう状態がいま起つておるということでございまして、供給がストップしたという見方は私どもは実はしていないわけでございます。

ちよつと細かな話になりますけれども、重油があるいはLPG等の積み荷は現行しております状況もございますので、まさに原油につきましての価格交渉が難航しております。こういう考え方を持つておるわけでございます。これはアメリカの対イラン政策とは全く関係なしに、日本が価格の面でイラン側と現在交渉中の事態がなかなか妥協に至っていない、こういう現状ではないかといふふうに把握しておるわけでございます。

そこで御質問の、そういうことになつてイランからの石油が現実にとまつた場合にどうなるかといふ問題につきましては、私どもはいろいろ対応を考えておりますけれども、いまここで具体的な内容を申し上げるにはちよつとタイミング的に早過ぎるのではないかといふことでございまして、私どもはあくまでも価格交渉が難航いたしておる

という立場でございますので、その価格交渉を粘り強くイラン側と続けていく、いわゆる純経済的理由で、この際さらに大幅な値上げをするのはいかがなものかというクエスチョンをイラン側におつけましたところが、話し合いに応じてもよろしいということになりましたとして、現在話し合いで買われておるわけでございまして、私どもは全く値段の交渉上の問題というふうに考えております。日本的企业で十二社がイランから直接取引で買つておりますけれども、これまでそのうちの七社が価格交渉に入つたわけでございますが、なかなか交渉が妥結せず、その分の船積みがとまつたということでございます。二十一日から二十四日まで、きのうからあしたまで残りの五社につきましての価格交渉が現在進行中でございまして、この分はまだ話し合いの最中ということでございますので、原油がストップするかどうかはまだはつきりしないということでございます。そもそもいわゆるL/Cベースの話でございまして、そのL/Cのアーメンドをしないと船に積むことをイラン側がオーケーをしない、そういう状態がいま起つておるということでございまして、供給がストップしたという見方は私どもは実はしていないわけでございます。

ちよつと細かな話になりますけれども、重油があるいはLPG等の積み荷は現行しております状況もございますので、まさに原油につきましての価格交渉が難航しております。こういう考え方を持つておるわけでございます。これはアメリカの対イラン政策とは全く関係なしに、日本が価格の面でイラン側と現在交渉中の事態がなかなか妥協に至っていない、こういう現状ではないかといふふうに把握しておるわけでございます。

そこで御質問の、そういうことになつてイランからの石油が現実にとまつた場合にどうなるかといふ問題につきましては、私どもはいろいろ対応を考えておりますけれども、いまここで具体的な内容を申し上げるにはちよつとタイミング的に早過ぎるのではないかといふことでございまして、私どもはあくまでも価格交渉が難航いたしておる

という立場でございますので、その価格交渉を粘り強くイラン側と続けていく、いわゆる純経済的理由で、この際さらに大幅な値上げをするのはいかがなものかというクエスチョンをイラン側におつけましたところが、話し合いに応じてもよろしいということになりましたとして、現在話し合いで買われておるわけでございまして、私どもは全く値段の交渉上の問題というふうに考えております。日本的企业で十二社がイランから直接取引で買つておりますけれども、これまでそのうちの七社が価格交渉に入つたわけでございますが、なかなか交渉が妥結せず、その分の船積みがとまつたということでございます。二十一日から二十四日まで、きのうからあしたまで残りの五社につきましての価格交渉が現在進行中でございまして、この分はまだ話し合いの最中ということでございますので、原油がストップするかどうかはまだはつきりしないということでございます。そもそもいわゆるL/Cベースの話でございまして、そのL/Cのアーメンドをしないと船に積むことをイラン側がオーケーをしない、そういう状態がいま起つておるということでございまして、供給がストップしたという見方は私どもは実はしていないわけでございます。

ちよつと細かな話になりますけれども、重油があるいはLPG等の積み荷は現行しております状況もございますので、まさに原油につきましての価格交渉が難航しております。こういう考え方を持つておるわけでございます。これはアメリカの対イラン政策とは全く関係なしに、日本が価格の面でイラン側と現在交渉中の事態がなかなか妥協に至っていない、こういう現状ではないかといふふうに把握しておるわけでございます。

そこで御質問の、そういうことになつてイランからの石油が現実にとまつた場合にどうなるかといふ問題につきましては、私どもはいろいろ対応を考えておりますけれども、いまここで具体的な内容を申し上げるにはちよつとタイミング的に早過ぎるのではないかといふことでございまして、私どもはあくまでも価格交渉が難航いたしておる

という立場でございますので、その価格交渉を粘り強くイラン側と続けていく、いわゆる純経済的理由で、この際さらに大幅な値上げをするのはいかがなものかというクエスチョンをイラン側におつけましたところが、話し合いに応じてもよろしいということになりましたとして、現在話し合いで買われておるわけでございまして、私どもは全く値段の交渉上の問題というふうに考えております。日本的企业で十二社がイランから直接取引で買つておりますけれども、これまでそのうちの七社が価格交渉に入つたわけでございますが、なかなか交渉が妥結せず、その分の船積みがとまつたということでございます。二十一日から二十四日まで、きのうからあしたまで残りの五社につきましての価格交渉が現在進行中でございまして、この分はまだ話し合いの最中ということでございますので、原油がストップするかどうかはまだはつきりしないということでございます。そもそもいわゆるL/Cベースの話でございまして、そのL/Cのアーメンドをしないと船に積むことをイラン側がオーケーをしない、そういう状態がいま起つておるということでございまして、供給がストップしたという見方は私どもは実はしていないわけでございます。

ちよつと細かな話になりますけれども、重油があるいはLPG等の積み荷は現行しております状況もございますので、まさに原油につきましての価格交渉が難航しております。こういう考え方を持つておるわけでございます。これはアメリカの対イラン政策とは全く関係なしに、日本が価格の面でイラン側と現在交渉中の事態がなかなか妥協に至っていない、こういう現状ではないかといふふうに把握しておるわけでございます。

そこで御質問の、そういうことになつてイランからの石油が現実にとまつた場合にどうなるかといふ問題につきましては、私どもはいろいろ対応を考えておりますけれども、いまここで具体的な内容を申し上げるにはちよつとタイミング的に早過ぎるのではないかといふことでございまして、私どもはあくまでも価格交渉が難航いたしておる

いて具体的な相談を重ねてきておられる。ここは外交の場じやありませんからそれに一々言及をすることはいたしませんけれども、いずれにしても事態は重要なといいましょうか、重大な方向に推移しつつあることだけは事実なんですね。そういうふうで、わが国はいすれにくみするということではなしに、たとえば第三の道をたどりながら何とか事態の解決のために、人質問題等を含めて積極的な努力をする、こういう立場があつてかかるべきだと思うわけであります。それはそれとして、前段に申し上げた点について再度政府のはつきりした所信といいましょうか、見解といいましょうか、お聞かせをいただきたい、こう思います。

○森山(信)政府委員 石油の問題は、国民生活あるいは経済活動にとりまして大変大きな役割りを果たすものでございますから、いま御指摘のようになつておると思います。

そこで、私どもは、もちろんエネルギー政策を担当させていただいております部局といたしまして、そこにはいろいろな勉強は続けておるわけでござります。

そこで、私どもは余り周章ろうばいといい担当させていただいております部局といたしまして、そこにはいろいろな勉強は続けておるわけでござります。

けれども、いま私どもが余り周章ろうばいといいましようか、あわてふためくといいましようか、そういうことをする方が国民の皆様、産業界の皆様にかえつて不安感を与えるのではないか。大変失礼な言い方でござりますけれども、泰然自若としておる方が一番いい方法ではないかといふことだと思います。何もせずに泰然自若としていて茫然自失、ということがあります。そこからはかり知れざる影響あるいはショックといったようなものが現出をされないという保障は実はどこにもない。そのためまた事実なんです。そこからはかり知れざる影響あるいはショックといったようなものが現出をされないという保障は実はどこにもない。そ

うこう考へると、やはり必要な場合には緊急融通規定期等の発動をIEAに求めるなり、いろいろな方策を講じて、少なくとも安定的な供給については万遺憾なきを期し得るんだといつたようなこと

が具体的にとられる必要があるんではないか。

また同時に、大外務大臣もECから帰つてこられていらるわけありますが、対イラン問題につ

ざいます。

○清水委員 意のあるところはわからないわけであります。だから理解もいたしますが、ただ、い

ずれにしてもマスコミ等の場を通して言えること

は、イランの供給がとまる、そうすると備蓄を取

り崩して半年カバーするなんということがどうも

これがこれで一つの見識だと思いませんけれども、連日のように伝えられるわけですね。いよいよそ

こまで来たのかといった印象で見る国民の方が多

いわけなんですね。だから泰然自若で乗り切る、

これはこれで一つの見識だと思いませんけれども、この辺については十分ひとつ配意をしておいても

らいたいと思います。

〔委員長退席、堀内委員長代理着席〕

さて次に、石油代替エネルギーの対象とも言

べき石炭について、これから需給暫定見通し等

の供給ストップも含まれる、こういうことを主張

をしておるわけでありますから、私は、いま長官

の言われるような見方だけではございません

ということはやはり将来に問題を残すことになる

のではないかと実は思われるを得ないわけなんで

す。また同時に、いまとえば別な理由でとまつ

っているんだけれども、だからと言つてあれこれ取

り急いで対応を進める段階ではない、こういうふ

うに言われるわけですが、しかしながらマ

スコム等の連日にわたる報道等を通じて、多くの

國民は心理的にまた大変な事態が起ころのではな

いのか、こういった深刻な受け取め方をしている

こともまた事実なんです。そこからばかり知れざる影響あるいはショックといったようなものが現出をされないという保障は実はどこにもない。そ

うこう考へると、やはり必要な場合には緊急融通規定期等の発動をIEAに求めるなり、いろいろな方策を講じて、少なくとも安定的な供給については万遺憾なきを期し得るんだといつたようなこと

が具体的にとられる必要があるんではないか。

また同時に、大外務大臣もECから帰つてこられていらるわけありますが、対イラン問題につ

ざいます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

海外炭の開発につきましては、まず民間の活力

を十分活用して、民間主導型でやつていくのが一

番いいのではないかと考えております。その際、

政府としては資金面等でバックアップしていく。

第二点は、国際協調を前提として業界の自主調整

を進めるような指導をしていくことが中心だろう
と思います。

現在これを受けまして、国内では電力会社十社によります共同開発会社ができております。それから、経団連の中に海外炭の開発輸入をどうするかということの機構ができております。また、海外炭の中でも一番多いのは電力用でございまして、火力発電をいかに進めていくかというところで、も検討がなされておりまして、現在どういう形でコールチエーンをつくっていくかということが議論されております。

○清水委員 時間の関係もありますからくどく言いませんが、そこで石炭を考える場合、これは石炭だけに限定する話ではありませんけれども、今後のエネルギー政策全般を通して見ていかなければならぬという視点の一つに、私は国内資源の活用という点に重きを置くべきではないか、国内資源の活用を最優先すべきであると考えております。

たとえば石炭について言えば、例の二千万トン生産体制を維持確保していくことは無論のことありますけれども、自然循環系のエネルギー等についてもつとその供給の量を積極的に伸ばしていく、そういう意味で国内ソースによる自給率の向上を図っていく、こういうことが期待をされるとか思っています。

この際ちよつと付言すると、政府の需給見通しによると、新エネルギーの供給目標について、

たとえば六十五年度に五・五%、七十年度に七・六%というような数字を挙げておられるわけであります。これはどうもいさきか消極的なんではないか。現時点の研究開発の水準等からいってこのくらいだというふうに控え目に抑えておられるのかもしれないけれども、これはもつとその自給率を引き上げていく、向上を図っていくといふ積極的な姿勢があつていいのではないかと思うわけでありますが、この点はどうでしよう。

思うわけであります。この点について私前にも予算委員会でありましたかあるいはこの委員会でありますか忘れましたが、大臣に資金の確保について十二分な留意を払うべきではないか、そういうふうにせつからく言われるものが絵にかいたもちらんでないとせつからく言われるに終わってしまうことになりはせぬか、こういうふうに言ったことがあるわけであります。いずれにしても資金確保についてどういう配慮が払われているのでしょうか。

る。それから新エネルギーをして言ふに一歩進むべきである、トータルをしてみれば何兆という数字が出来ますけれども、单年度に割つていくと非常に少額なものと言わざるを得ない。にもかかわらず、新エネルギーあるいは代替エネルギーの開発等を通して二十一世紀のエネルギーをつくり出していくのだ、こういう観点がしばしば強調されているわけですから、どうも私は、言われるほどに財源的資金的に十分であるかといえば、十分ではない、もうちょっと、一段とてこ入れを要するのではないか、こんな感じを率直に持つわけですけれども、この点はいかがでしよう。

たとえば六十五年度に五・五%、七十一年度に七・六%というような数字を挙げておられるわけあります。これがどうもさか消極的なんではないか。現時点の研究開発の水準等からいってこのくらいだといふに控え目に抑えておられるのかも知れぬけれども、これはもとその自給率を引き上げていく、向上を図っていくといふ積極的な姿勢があつていいのではないかと思うわけで、すが、この点はどうでしよう。

そこで、いま御指摘になられましたいわゆる自然循環エネルギー的なものに政策のウエートを置くべきではないか、こういうような考え方を私も同意でございます。

○森山(信)政府委員 国内資源を優先的に考えた方がいいのではないかという御指摘は全く私も同意でございます。

のとおり「長期エネルギー需給暫定見通し」における新エネルギーの期待分が五・五%と、確かに低目に出ておりますけれども、これは技術開発のテンボ等、あるいは企業化の段階を考えまして、昨年の八月につくらせていただいた暫定見通しでございまして、いま御審議いただいておりますこの法案の中で、新エネルギー開発機構というところで特に重点的に取り上げたいと思つておりますのは、たとえば太陽熱でございますとか地熱あるいは水力の開発等々、いわゆる自然循環エネルギー的なものが大変多く取り上げをされておるわざでございます。そういうものを政策課題として重点的に配慮していくことによりまして、御指摘のような国産エネルギーの尊重という考え方方につながつてくるのではないかという考え方を持つております。そういう面に十分配慮をしながら政策課題を進めていきたいと考えております。

○清水委員 いま長官も、俗に言われるサンシャイン計画といったようなものにも触れられないが、自然循環エネルギーに力を入れていきたいのだ、こう言われるわけです。そこで、さきに示されているたとえばサンシャイン計画の推進に要する加速的な費用はかなり膨大な額になつていると予算委員会であります。この点について私前にもありましたか忘れましたが、大臣に資金の確保について十二分な留意を払うべきではないか、そうに終わってしまうことになりはせぬか、こういうふうに言つたことがあります。いずれも、これから十一年間ですか、総額で三兆で

われておるわけでございます。これは代替エネルギーというものを本当に実用化するための総合的な資金であるわけでございますけれども、現在私が御審議をいただいております新エネルギー開発機構は、その中で特に技術開発をして企業化を促進する必要があると思われるものを限定的に取り上げまして、加速的な意味でのデベロップメントを國らせていただくということでございまして、言つてみますと、その八兆兆と言われる総額のうちの中核的な部分になる分野を分担させます。金額は大体三兆円ぐらい要るのではないかと考へておるわけでございます。

これを財源的に考えますと、いわゆる石油関係の税、石油税、それから電源開発関係の税、電源開発促進税、これを期待いたしておるわけでございまして、現在大蔵委員会でも御審議いただいている御意見であります。(発言する者あり)

○清水委員 いま隣でも委員がいろいろ言つておると思いますけれども、そういった石油と電気の方の税をもつて賄わせていただきたい、そのいまして、現在大蔵委員会でも御審議いただいている御意見であります。(発言する者あり)

億である、トータルをしてみれば何兆という数字が出ますけれども、单年度に割つていくと非常に少額なものと言わざるを得ない。にもかかわらず新エネルギーあるいは代替エネルギーの開発等を通して二十一世紀のエネルギーをつくり出していくのだ、こういう観点がしばしば強調されているわけですけれども、どうも私は、言われるほどに財源的資金的に十分であるかといえば、十分ではない、もうちょっと、一段とてこ入れを要するのではないか、こんな感じを率直に持つわけですねども、この点はいかがでしよう。

○森山(信)政府委員 代替エネルギーの開発を段階的に見てみると、一つはまず基礎的な試験研究があると思います。それから、それをパイロットプラント的に発展させるという段階が一つあると思いますし、さらにはそれを実用化するといふ段階があると思います。実用化が行われまして初めて代替エネルギーとしての効率を発揮するわけでございまして、このプロセスを全部統合いたしまして、先ほど私が申し上げたような金額になりますと、先ほど私が申し上げたような金額にならうございます。

ただ基礎研究は特定の分野、それぞれの専門の分野でやつていただき、企業化もそれぞれの分野に応じてやつていただく、その中間段階の技術の発展を加速的に行わしめる、こういう役割の機能が現在ないのが大変残念なことだということから、私どもは現在法案をお出したしまして御議論いただいておるわけでございます。

三兆円という金額が代替エネルギー開発の総額から見まして大変少ないというふうな御印象を持たれるかもしれませんけれども、それはい申し上げたような論理によるものでございまして、加速的に発展させる中核体の存在、これを兆円という金ではかるという考え方もございまけれども、あとはいかにそれをうまくデベロップさせるか、言葉をかえますならば新機構の運営どうするかということと大変密接な関係にあるということをございまして、少なくとも国民の税

きをいただいて発展させるためには効率的な運用をさしていただく、できるだけ効率性のある機構にさしていただきたいというのが私どもの念願でございます。税金としていただく分は余り大量にお願いするのも問題でござりますので、必要最小限の資金をお願いいたしまして、それで最大限の効果を發揮するような努力をさしていただきたいというのが私どもの念願でございます。

○清水委員　さて、第七条に「財政上の措置等」についての規定がございます。私はここで、たとえば小水力の開発推進といったことを初めとして、いわゆるローカルエネルギーの開発あるいはその利用と、いう事業について、その位置づけをかみどり高くする意義があるのでないか、こういうふうに思います。そして具体的に地域エネルギーの推進の事業を担当する地方公共団体等に対しても、はそれにふさわしい必要な財源措置を講じていい、こういうことがないと十分に政策効果を發揮しがたいのではないか、こういうふうに言わざるを得ませんが、どうでしょうか、地域エネルギーの重視あるいは開発、それとのかかわり合いで財政的な措置、これは非常に不可分のものだと思うわけですが、どんなふうに予定をしておりますか。

○森山(信)政府委員　代替エネルギーの開発の中でも、先ほど申し上げましたような自然循環的なエネルギーの開発を重点的に考えていただきたいということから申し上げますと、いま清水先生のおつしやった点はまさに重要な問題ではなかろうかと思つて、いる次第でござります。もちろんスケールメリットという観点に立ちますと、規模の利益を追求すべく大がかりな代替エネルギーの開発を行っていく必要がある。そうなりますと、地方公共団体等に対する財政的な措置というものが大

変重要な問

私どもも昭和五十五年度からその点に着目いた

すけれども、一億八千万円ほどの補助金を用意いたしまして、現在申請のございます十八都道府県に対しましていわゆる調査費的な補助金を計上させていただいたわけでございます。もちろんわずかな金額でございますから、これ自身でどうこうという問題はございませんけれども、少なくとも地方公共団体が今後どういった地方の特殊性を生かしたいわゆるローカルエネルギーの開発をしていくだらいいか、そういったものにつきましての調査費でございますので、それから出てまいりまつ事業費等につきましては十分なる手当てを今後の課題として考えていく必要があるのではないか、こういうふうに認識をいたしております。

○清水委員 次に、新機構の業務に関連をして尋ねをいたしますが、第三十九条に掲げる業務のほかに、たとえばコールセンターに対する必要な長期低利資金などの融通をいまも開銀等を通じてやつておられます、これをさらに積極的に進めていく、あるいは将来もっと大がかりな、国も參加をするようなそういうコールセンターの設置などをさきのような規定を持つというようなことも検討されていい課題なのではないのか、こんなふうに田口ですが、いかがでしよう。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

コールセンターにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、コールセンターの一番本筋の重要な所だということは認識しております。しかし、現在のところ開銀の長期低利の融資で対応することが一番好ましいのではないかと考えておきます。現在それを受けまして、北海道地区、九州地区において基本計画の作成をしております。その作成が終わつた段階で今後それをどう運営していくかという点を検討するわけでござりますが、現在のわれわれの見通しでは、この開銀の低

利融資

○清水委員 現在の時点ではあるいはそうかもして
利融資で十分対応できるのではないかと考えてお
ります。

れませんが、将来にわたってたとえば出資のできる
ような検討をする、私はそういう必要が必ず起
るだろうと思いますので、大臣も長官もおられ
ますが、この点は十分考えておいてもらいたい、
こういうふうに希望を申し上げておきます。
それから次に、業務の中に石油代替エネルギー
の開発に関する情報の収集であるとかこれの提供
といったようなものを含めておく考えはないか。
たとえば、長官が言われるようにこれからローカル
エネルギー等の開発に一定程度の期待をかけて
いく、こういう場合には、どうしても全国的視野に
立った情報等を地方公共団体がそろたやすく確保
できるというふうには思えない。こういうところ
へ情報提供というサービス業務を持つということ
是非常に意義のあることではないのか、私はそう
いうふうに思うのですけれども、いかがでしよう
か。

○森山(信)政府委員 全く御指摘のとおりでござ
いまして、私どもも、幸いにして本法案を成立させ
ていただきました曉には、新エネルギー開発機
構がそういった業務を十分行うよ的な考え方で機
構の整備を図つてみたいと考えております。

○清水委員 次に、改めてここで私が言うまで
ないことですけれども、エネルギーの安定的な供
給確保を図つていくと、いう場合、代替エネルギー
の開発という面で成果を期するということが重要
なテーマであることは言うまでもありません。し
かし、同時に省エネルギー政策の効果的な推進は
私は欠くことのできない課題ではないかと思う
です。昨年省エネ法が制定を見ているわけです。
工技院を中心にムーンライト計画等、省エネ技術
の開発等に努力を払つておられるわけあります
が、どうも昨今の風潮で言うと、いわゆる石油代
替エネルギーの開発に取り組む姿勢に比較をする
と、省エネを取り組む姿勢といいましょうか、力
の入れ方といいましょうか、私は少し弱いのじや

ないかという感じがしてならないわけです。だか

ないかという感じがしてならないわけです。だから、こういう点はやはり強化をしていく必要がある。と同時に、国民運動的な立場でしばしば省工

なお、省エネルギーに関する技術開発の現況及び将来の見通し等につきましては、工業技術院長から答弁をいたしたいと存じます。

○石坂政府委員 御指摘のとおり、省エネルギー関係の技術開発、これは非常に重要なものであるというように認識しておるわけでござります。現在のような厳しい財政事情のもとにあるにもかかわらず、今年度の予算は八十一億円になつておるわけでございまして、これは前年度に比べますと二・八倍の伸びでございます。ですから、伸び率から申しますとムーンライトの方がサンシャイン計画より大きいことが申し上げられるかと思ひます。

研究開発の重点といたしましては、やはり大型の研究開発を必要とするような高効率のガスター・ビンを開発するとか、あるいは廃熱をどう利用するか、そういう技術だとか、MHD発電を継続してやらしていただくわけでございますが、今年度からさらにこれに加えまして、いわゆるロードレーベリングと申しますか、電力のピークと使用量の少ない時期とのバランスをとるために、電気を貯蔵する仕組みの開発を行いたいというように思つておるわけでござります。

なお、ムーンライト計画は、それだけのみならず各企業のいろいろな技術開発をなさつておられる省エネルギーのいろいろな成果をできるだけ早く促進するために、いろいろな意味の助成も行つておるわけでございまして、たとえば五十三年度からクーラーの消費エネルギーを少なくするための研究開発を行いまして、どうやら二五%ぐらいの節約目標を近く達成できるのじゃないかといふような状況にもなつておるわけでござります。

○清水委員 そこで、具体的な問題として一つ申し上げたいのですけれども、すでに実用化を見ているソーラーシステム、こういったものの広範な普及というのは、一面では省エネルギーといいましょうか、新エネルギーとしての活用といいましょうか、非常に意義があるというふうに私は思うのです。そのためには大臣も努力をされたと思

いますが、今年度から個人住宅に対しても低利資金を融資する、地方公共団体等に対して二分の一の補助をする、こういうことになつたわけですけれども、私は、これではまだ十分な波及効果を期待することができますが、できないんじやないか、こう思うのです。ですから、年来の通産等の考え方である、たとえば個人住宅等に対しては二分の一程度の設備費に対する補助、地方公共団体の建てる施設については三分の二程度の補助等を講ずる、あるいは一般民間住宅等の建築について断熱材等を使う場合には、これはもうコストアップになるわけですから、たとえば金融上ないし税制上等で色々をつけ、こういうようなことが具体的に助成策として思ひます。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。
先生御指摘のように、ソーラーハウスの普及促進が非常に代替エネルギー対策として、特に民間が自主的にやるものにつきましては、重要な成果を上げるであろうということ、それから、これを政策的にも十分支えてやる必要があるということについても御指摘のとおりでございまして、私もどもいたしましても何らかの助成策ということでおるわけでございまして、財政当局といろいろ折衝を重ねたわけでござります。

○清水委員 最後に一点だけお尋ねをして終わります。大来外相がお帰りになつたわけでございますので、なるべく早く、しかもスマーズにてきますような審査基準の簡略化とかそういう点にも力を入れながら、まずスタートさせよう、このように考えておる次第でござります。

○清水委員 最後に一点だけお尋ねをして終わります。大来外相がお帰りになつたわけでござりますが、通産大臣として、きょうはエネルギー閣僚会議にも出席されているわけで、外相の報告を受けられたわけですが、それに関して、イラン問題に対する対策を協議されたと思うのでござりますが、まず、わが国政府としてこの問題にどのように対処されるのか、どういう話し合いになつたのか、まず基本的な方針をお伺いしたいと思います。

○佐々木國務大臣 きょうはお昼、イラン問題に関する関係閣僚会議というほどでもないのですが、三本柱と申しますが、第一は、まず公共施設については補助でいこうということで、これは二分の一といふ補助が達成されたわけでござります。

また同時に、前の質問でも申し上げましたけれども、本来これだけの重要な新機構が、運営委員等の人事が通産大臣の任命人事になる。本来ならば国会承認人事であることが望ましいとさえ思つてあります。これが達成されたわけですが、これが、一般の民間の住宅及び事業用の施設につきましては低利融資でスタートしようということでござります。これが低利も、たとえば個人用の住宅で申しますと五分五厘というきわめて効果的な低い水準でございますので、これで二十二億円の利息子供給を行うための補助ということで、金額の確定

うことでスタートすることになったわけでござります。

それから、長期的に見ますと、こういった施策も特に普及促進のためのPRが非常に重要でござりますので、そこら辺の指導、普及、啓蒙事業といふものを手広く展開するための施設費といふことで、メニューといたしましては相当程度手広くやろう。それから対象といたしましても、公共施設のみならず一般の住宅、それから事業用施設といふものでござりますから、いまお話しのよう

に今までの計画がどういうふうに進捗しているか、どこに問題があるか、その問題の解決のためいつたものに初年度からこれは思い切った拡充強化を行つておるわけでございまして、今後事の重要性、それから事態の推移を見まして、これの拡充強化ということにつきましては、先生御指摘のように十分私ども努力しなければいけないというふうに考えておりますが、何分にもスタートの年でございませんか。大臣に言わせると、今後への大きな飛躍のために今年度は腰をかがめているような発想でこの前言われたことがございましたが、その点はどういうふうなお考えでしよう。

○佐々木國務大臣 毎年、通産政策の柱といいますが、皆様に大臣の所信として申し上げるわけでござりますけれども、その中で、特にエネルギー問題が中心でござりますから、いまお話しのよう

に今までの計画がどういうふうに進捗しているか、どこに問題があるか、その問題の解決のためには三分の二程度の補助等を講ずる、あるいは一般民間住宅等の建築について断熱材等を使う場合には、これはもうコストアップになるわけですから、たとえば金融上ないし税制上等で色々をつけ、こういうようなことが具体的に助成策として思ひます。

○佐々木國務大臣 每年、通産政策の柱といいますが、皆様に大臣の所信として申し上げるわけでござりますけれども、その中で、特にエネルギー問題が中心でござりますから、いまお話しのよう

に今までの計画がどういうふうに進捗しているか、どこに問題があるか、その問題の解決のためには三分の二程度の補助等を講ずる、あるいは一般民間住宅等の建築について断熱材等を使う場合には、これはもうコストアップになるわけですから、たとえば金融上ないし税制上等で色々をつけ、こういうようなことが具体的に助成策として思ひます。

○佐々木國務大臣 每年、通産政策の柱といいますが、皆様に大臣の所信として申し上げるわけでござりますけれども、その中で、特にエネルギー問題が中心でござりますから、いまお話しのよう

に今までの計画がどういうふうに進捗しているか、どこに問題があるか、その問題の解決のためには三分の二程度の補助等を講ずる、あるいは一般民間住宅等の建築について断熱材等を使う場合には、これはもうコストアップになるわけですから、たとえば金融上ないし税制上等で色々をつけ、こういうようなことが具体的に助成策として思ひます。

○佐々木國務大臣 每年、通産政策の柱といいますが、皆様に大臣の所信として申し上げるわけでござりますけれども、その中で、特にエネルギー問題が中心でござりますから、いまお話しのよう

基本的な姿勢、基本方針はどういうことなんですか。

○佐々木國務大臣 問題の焦点になつております人質問題は、これは何と申しましても国際法に違反した問題でもあり、基本的な世界秩序に対しても脅威を与えていた問題でもございますので、これができるだけ早く解放してもらいたい、そのためにはわれわれも協力を惜しんではいけないということにつきましてはかねがね申し上げているところです。そこでござります。それに関しまして、武力的な発動といふものはこの際避けて、平和裏にその人質の解放ができれば一番よろしいのではないかといふことがあります。それはもちろんまた歐州側も異論があるわけではございません。そういう態度から、アメリカ側もそういう挙に出ないよういろいろ進めてきたわけでございます。

○近江委員 大臣、ちょっとお願ひしておきたいのですが、語尾が聞き取りにくいところがあるのです。むずかしい点があると思うのですけれども、注意をお願いしたいと思います。

この前十八日の委員会で私が質問しましたときに、大臣はECと協調してやつていくんだ、ECを助け舟のような感じでお話しされていたんですね。ECの外相会議が二十一、二十二日開かれる、ただ待ちの姿勢だけでいいのか。資源のないわが国の置かれた立場というのは、資源のある、自足のできるアメリカとは条件が違うわけです。ですから、そういういろいろな立場、そういうことについてただ一方的に、ECが外相会議で決めたそれにそのまま同調していくんだ、そんな安易なこといいのか、少なくともわが国の意思というものを考え方といふものを外相会議で決定する上において大きく反映しなければいけないのじやないかということを私は申し上げた。そのことがまた政府首腦に伝わり、急速大来外相の派遣とい

うことになつたと思うのですけれども、大来外相がEC外相会議に出発をしたそのときの背景といふものはどういう、私が質問した時点ではまだ外相を派遣するとかそういう話は全然出なかつたわけですね。急遽、一転して派遣ということになつたわけです。その間のいきさつにつきまして

○佐々木國務大臣 御承知のように、リスボンの外相会議で決めたことをわが方にも同調してもらいたいというお話をございまして、もちろんわが方としても拒むべき理由はございませんから、テヘランで大統領に申し入れをして、いつどういう方法で人質を解放するのかというリスボン会議の結論を持ちまして各国大使がそれぞれ行動しておったわけでござりますけれども、その経過を踏まえまして、そのときお会いしたてんまつを詳細お聞きしまして、それを聞いた上で対処するという態度にしておつたのでござりますけれども、ちょうどECの外相会議が開かれるということでございまして、ヨーロッパ側の各国の情報はそれぞれ出先機関からちようだいしておりましたけれども、しかしこの際は先ほど申し上げましたようなわが方の基本的な態度というものをヨーロッパ側にも伝えて、緊密な連絡をとる必要があるうといふことで急遽外務大臣がヨーロッパに参つたといふふうに承知してございます。ちょうど大来外務大臣をヨーロッパに派遣するというときは、私も大蔵大臣もそれぞれ国会の、参議院の委員会でございましたかこの委員会でございましたか、その会議には加わつておりませんので、いま申し上げましたのは私の推測でございますけれども、わが国の態度を伝え、しかも緊密な連絡を向こうといたしましたかこの委員会でございましたか、その会議には加わつておりますので、いま申し上げたままでござります。

○近江委員 あなたは全部いわゆる待ちの答弁ばかりしておるわけですから、総理はこういうふうに言つておられるんですね。わが国も多少の犠牲を払うことはやむを得ない、こういうふうに述べておられるんですよ。これは石油の供給停止も覚悟の上ということじゃないかと思うのです。これについては通産大臣としてはどう思うのですか。

○佐々木國務大臣 私の方のいまの石油の船積みの問題は、先ほど来長官がお話しいたしましたように、去年から引き続いて供給価格の交渉に入っているわけでございまして、去年の十月にも上げ、十一月にも上げ、この二月にも上げまして、また上げるという状況でございますので、たゞいまの世界の油の需給状況、言うなれば緩和したような状況下において、わが国の物価問題あるいはイランのたび重なる値上げに応じた場合には、恐らくは他のOPEC諸国も追随するおそれがあるのではないかという点等を考えますと、なかなか簡単にも応じられませんので、そういう点を驚いております。

○近江委員 このEC九カ国の外相理事会におきましてコミュニケが採択されておるわけでございまして、これが何と申しますか、日本側の企業と向こうの公社との折衝を始めるところでござります。

○佐々木國務大臣 先ほど申しましたように、きょう外務大臣が帰つてまいりまして、各国の外相の意向もよくわかりましたし、またECの外相会議では新聞でも御承知のような決議がなされたのでござりますから、そういう情勢を踏んまえまして、先ほど申しましたようにたゞそれに対する対処方法をさらに具体的に固めつつございまして、あす八時半からその検討をしたいというふうになつてございます。

○近江委員 こういうEC諸国の方針に対して原則的に同步調をとられるわけですか。

○佐々木國務大臣 その点も踏んまえまして、たゞいま各省間で原案と申しますかつくつてはいるはでございまして、その原案を基礎にいたしまして、あすの朝関係閣僚で対応策を決めたいというふうになつております。

○近江委員 あなたは全部いわゆる待ちの答弁ばかりしておるわけですから、総理はこういうふうに言つておられるんですね。わが国も多少の犠牲を払うことはやむを得ない、こう述べておられるんですか。これは石油の供給停止も覚悟の上ということじゃないかと思うのです。これについては通産大臣としてはどう思うのですか。

○佐々木國務大臣 犠牲の内容にはいろいろな種類があると思いますけれども、いまお話しのございましたような石油の船積み問題あるいは価格問題に関する経過は以上のとおりでございます。

○近江委員 経過は以上のとおりでございます――いまはとまつておるということでござりますね。今後こういうイランの対日供給というものは、少なくとも五十二万バレル、これが長期化していくとどういう影響が出てくるか、これはかなり影響がでますよ。一ヶ月二ヶ月ということになつてきますと、当然今後のそういう状態というものを考えたときにおいて、一番エネルギーを預かる通産省・エネルギー庁として、しかもあなた方は最高責任者ですよ。どういう対応を考えておられる

のですか。これは価格の問題、経済的な問題と言
いながら、イランはもうすでに積み出しきつツップ
でしょう。現実に影響が出てくるのですよ。どう
う対策を考えておられるのですか。

○森山(信)政府委員 イランの油が現実に船積みされなくなつたのは四月二十一日からということ

おる。アメリカではテレビでばんばん報道をしておる。イランだつて同じようなそういうとらえ方をしてきてはいるわけです。その価格交渉は粘り強くやりたいと日本側が言つても、イランは制裁の一環だと見たときには切つてくるわけでしよう。そういう見通しについてははどうでしようか。

○森山（信）政府委員 最悪の場合といふ御指摘ある。それに対して、少なくとも日量の一〇〇%を頼つておるわけです。これに対して政府は国民の最悪の場合の不安にこたえる何らかの対策を考えおかなければならぬ。そういう不安にどうこたえるのですか。エネルギー庁長官、最悪の場合どういう対処ができるのですか。

国会では私たちがこのように質問しておつたてあなた方は一言も言わない。そういうあれはどうなつてているのですか。いろいろと報道されていましたね。二百日とまつても大丈夫だ、これは大丈夫なんですか、どうなんですか。

○森山(信)政府委員 備蓄は現在民間、国家備蓄合わせまして九十五日あるということが私どもの

につきまして、四月二十一日以降の船積みについての出荷停止という处分でございまして、昨日からきようあしたにかけまして三日間、第二グループという五社につきましての価格交渉が現在行なわれている段階でございまして、この分につきましてどういう対応がとられるかにつきましてはまだ予断を許さないということでございます。したがいまして、現段階におきまして、イランから完全に供給がとまつたという判断をいたしますことはやや早計ではないかといたすことでございますし、先ほどもちよつと申し上げたわけでございますけれども、重油でございますとかLPG等につきましてはまだ商売が続いていることでございまして、イランと日本との関係が完全に切れたといふ認識は私ども持っていないわけでございまして、原油の価格につきまして価格条件が折り合わないので、いふことで船がとまつておるという判断でござりますから、対応策といたしましては根気強く価格交渉に臨むということが最大の対応策ではないかと思うわけでございます。ここでイランの油を完全に切つてしまふということは対応策ではございませんから、対応策といたしましては根気強く価格交渉を粘り強く続けていくかということが最大の対応策ではなかろうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

ますから、私どもが政府の立場で見通しを申し上げることはなかなか困難な面がござりますけれども、いま近江先生の御指摘のように、アメリカでの反響あるいはイラン側での反響、これは必ずしも政治的な問題というとらまえ方だけではなくて、日本が純粹経済問題あるいは純粹商業問題としてこの問題を取り扱っているということはアメリカでも報道されておりますし、また、イランにおきましても日本側が今回行つておる措置はそういった考え方に基づくものであるということはアメリカでも報道されておりますし、まだ、イランにございまして、ここで一番大事なことは、日本が現在考えておりまこと、あるいは日本の企業が実際にやつております行為が、全く商業ベースの行為であるということを内外に鮮明にすることが一番大きな問題ではないか、こういうふうに考えておる次第でござります。

○近江委員　内外にそのように声明するといふことを言つていますけれども、現実にいろいろなマスコミ機関で報道されておるのは、アメリカあたりはそうではない。非常に勇気ある行動である、いわゆる制裁の一環のようなどり方をしているわけです。そういうことで、あなたがおっしゃつた通りであります。非常に粘り強い交渉というものがいつまで続くのかという点におきまして、私は非常に不安を持っておるわけです。國民も非常に不安を持つておるわけですね。國民も非常に不安を持つておるわけですね。國民も非常に不安を持つておるわけですね。

そこで、大来外相帰國後の動き等を見ておりますと、今後ECと共同歩調で行こうという線がわめて濃厚であります。そうなつてきますと、ECからの原油ストップということは、恐らく

は、恐らくイランの油が完全にとまつた場合とう意味ではないかと思うわけですが、いかがなればとも、そういった最悪の事態を回避するというのがいまの日本政府のポジションでございます。したがいまして、いまここで最悪の場合にこういうふうな対策を講じますというふうなことをこの場で申し上げることが、日本政府の政策を遂行する上におきまして支障になるのではないかという考え方があるわけでございます。もちろん私どもエネルギー政策を担当いたしております部局といたしましては、いかなるケースになつても対応できるような対策というものは常日ごろから考えていいなければならないわけでございまして、そういうふな考え方におきまして作業はずっと継続的にやっておられるわけでございます。いまその考え方を申し上げまして、最悪の事態になつた場合にはこうなりますよということを申し上げますと、せつかく日本政府といたしまして問題の平和的な解決といううにつきましての願望を持つておるときに、そいつの最後の手段の明示をするということになりますと、その政府の考え方には大きな支障を来すおそれもござりますので、はなはだ申しわけない仕儀でござりますけれども、そういった最悪の場合の対処の仕方の具体的な中身につきましては御存弁をいただきたい、これが私どもの偽らざる心境でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○近江委員 いずれにしましてもアメリカとわが国との関係も大事である、しかしそうした石油産出国、特にイラン等の関係もきわめて大事な問題です。ですから、ただ単にアメリカの言うまことにいついていけばいいんだとか、そういう安易な気持ちであってはいかぬということを私は何回もここで申し上げている。私が指摘をして初めて大来外相もECへ行つたわけですよ。そういうなまぬることでは困るということを言ふのです。ですから、本当にわが国の立場というもの、何とか人質解放もさせ、平和的な解決に向かうわが国のるべき何とかのそういう道があるのじゃないか、このようないうのうことを真剣に考えてやつていただきたい、これは特に要望しておきます。

それで、法案のことによつと入りたいと思ひますが、まずはサンシャイン計画を中心としますこの新エネルギーの技術開発、これは從来工業技術院を中心として電源開発株式会社等が国を委託を受けてプラント建設等をやつてきたわけですが、さのうも参考人の意見をいろいろ聞きましては、私どもは考え方を持つていないとこうござります。

はどうですか。

○石坂政府委員 現在まで電源開発に委託してまいりました研究開発については、私どもも十分いろいろの成果を上げていただいているというよう認識しております。ただ、御承知のとおり今後エネルギーの危機を迎えるとして、新エネルギー対策のいろいろな技術を相当大規模に開発をしていかなければならぬという状態に直面いたしまして、現在の電源開発という組織の中で、付帯業務としてそういうものを取り扱っていくということはどうも適当ではないという認識に立つております。

○近江委員 本法によりまして、従来の暫定見通しにかえまして供給目標を通産大臣が策定して閣議決定することになるわけですが、閣議決

定ということになつてきましたと、従来の単なるそ

ういう努力目標ということではなくて、実現すべき課題ということになつてくるわけであります

が、そういう点からいきますと昨年八月の暫定見通しの各項目はかなり下方修正というものをし

なくちやいけないのじやないか、このように思う

わけですが、これは、そうしますと総エネルギーの供給量の減少ということに通ずるんじやないか

と思うのです。また、この場合、新経済社会七カ年計画との関係、暫定見通しで想定しております

経済成長率の関係、これはどのように変わつくるのですか。

○森山(信)政府委員 御指摘のございました「長期エネルギー需給暫定見通し」を今後どういうふ

うに扱つていくかということからお答え申し上げますと、本法案の中で規定されております供給目標、これを作成する際の一つのベースになるのではないかというふうに考えております。御指摘の

ところ、現在の暫定見通しは閣議決定を見るものではございませんので、そういう意味では一つの努力目標という考え方があるわけございますけれども、從来から総合エネルギー対策推進閣僚会議におきましてもこの暫定見通しをベースにいたしました対策の検討等を行つておりましたので、

現実の問題といたしますればかなり権威のあるものという考え方を持つておったわけでございま

す。しかしながら、今後の代替エネルギーの開発の中では、この際通商産業大臣がつくる供給目標につきましては閣議の議を経た上で通産大臣が公表するということで、言つてみますと一つの見識をより強く持つてもらおうという観点からそういう対策をとらせていただきたいというふうに考えるわけでございます。

そこで、御指摘の政府の七カ年計画との整合性の問題等につきましては、現在のところ私どもは供給目標はその性格上大体十年ぐらいの期間でつかれていますが、何でしたら私が一つ一つの項目をいきま

すか。何でしたら私が一つ一つの項目をいきま

しようか。あなたの方が答えるのが早ければもうあとは時間の関係で省きますから。どういうところを修正するのですか。

○森山(信)政府委員 たとえば原子力等につきましては、昭和六十年に三千万キロワットという目標を暫定見通しでは立てておるわけでござります。

けれども、政府の持つております経済社会計画が七カ年間といふことでござりますので、余りまた

期間がかかりますので、少なくとも十年ぐらいの期間を置いて目標をつくりたいと思っておるわけでございま

す。代替エネルギーの開発には相当長期間懐妊

かけ離れた期間にいたしましても問題があるといふ観点から、七カ年計画をベースにいたしまして、一応十年ぐらいの目標でやらせていただきたいと

いうことでございまして、もちろんこの十年で代替エネルギーの開発が推進されるわけはございませんので、二十年、三十年という長期展望に立つた上での十年間といふことで、その十年につきま

しては七カ年計画との整合性、具体的には経済成長率等の調整を十分図つてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

そこで、八月に答申いただきました需給暫定見通しにつきましては、そういう考え方に基づきま

して、新たに本法案によつて通商産業大臣が目標を定める際には十分なディスカッションをいたし

ます。そういうふうに考えておる次第でございます。

○近江委員 暫定見通しがベースであり下敷きでありますということは理解できますけれども、そ

なつてきますと、事実上からいきますとかなりの

下方修正になるわけでしょう。それはもう細かい数値を見なくてもそれは言えると思うのです。いかがですか。

○森山(信)政府委員 若干の修正を要する点は幾つかあるかと思います。

○近江委員 若干の修正というのはどういう点ですか。何でしたら私が一つ一つの項目をいきま

しようか。あなたの方が答えるのが早ければもう

あとは時間の関係で省きますから。どういうところを修正するのですか。

○森山(信)政府委員 たとえば原子力につきましては二千八百万キロワットないし三千万キロワットというよう

に、ある程度の幅を持たせてその目標を掲げたわ

けでございます。これをことしの三月の時点でさ

らにいろいろと実現可能性等を見まして検討いた

しますと、たとえば原子力につきましては二千八

百万キロワットをわずか下回る程度の達成ではな

いからうかといふうに見通されております。また、

石炭火力等につきましては、昨年八月の時点にお

きましてはおおむね一千万キロワットといふ

に見られていたわけでございますが、これは一千

万キロワットを少し上回る計画が三月時点において出されております。また、御指摘のありました

LNGにつきましては三千二百万千瓦につい

う計画でございましたが、現在時点におきま

しては、これは三千二百万千瓦を上回り、三千三

百万に近い線までいく計画を立てておるところでござります。また、御指摘のありました地熱につきましては、五十五年度五千三百二十万トンの需給の内訳を見ていきますと大きな問題点があります。石炭火力の建設計画、脱硝技術の開発見通し、コールセンター、大型専用船等の受け入れ体制の整備計画、五十三三百六十万トンの対日供給見込み、供給地のインフラ整備計画、いろいろそういう点から大きく変わってきますよ。LNGの問題にしたって

そうでしょう。私はこれ全部計算して出しておる。

あなたは原発だけおっしゃつておるけれども地熱

だつて問題ですよ。これはそんな計画どおりいき

ますか。そういう暫定見通しはあるいは経済七カ年

計画にしたつてメスを入れていかなければならぬ

わけでしよう。もう少し詳細に答えてください。

いま原子力だけしかあなたは答えていませんか

ら。

○安田(佳)政府委員 暫定見通し中の電力施設につきましては、本当にあらゆる精密なそういう

中できちつと出していかないと、見直し作業とい

での若干の変化について御説明させていただきま

す。暫定見通しは昨年八月に立てたわけでございま

すが、その後昨年十二月に電気事業審議会の需給見

通しを立てたわけでござります。そこにおきまし

ては、たとえば原子力につきましては二千八百万

キロワットないし三千万キロワットというよう

に、ある程度の幅を持たせてその目標を掲げたわ

けでございます。これをことしの三月の時点でさ

らにいろいろと実現可能性等を見まして検討いた

しますと、たとえば原子力につきましては二千八

百万キロワットをわずか下回る程度の達成ではな

いからうかといふうに見通されております。また、

石炭火力等につきましては、昨年八月の時点にお

きましてはおおむね一千万キロワットといふ

に見られていたわけでございますが、これは一千

万キロワットを少し上回る計画が三月時点において出されております。また、御指摘のありました

LNGにつきましては三千二百万千瓦につい

う計画でございましたが、現在時点におきま

しては、これは三千二百万千瓦を上回り、三千三

百万に近い線までいく計画を立てておるところでござります。また、御指摘のありました地熱につきましては、五十五年度五千三百二十万トンの需給の内訳を見ていきますと大きな問題点があります。石炭火力の建設計画、脱硝技術の開発見通し、コールセンター、大型専用船等の受け入れ体制の整備計画、五十三三百六十万トンの対日供給見込み、供給地のインフラ整備計画、いろいろそういう点から大きく変わってきますよ。LNGの問題にしたって

そうでしょう。私はこれ全部計算して出しておる。

あなたは原発だけおっしゃつておるけれども地熱

だつて問題ですよ。これはそんな計画どおりいき

ますか。そういう暫定見通しはあるいは経済七カ年

計画にしたつてメスを入れていかなければならぬ

わけでしよう。もう少し詳細に答えてください。

いま原子力だけしかあなたは答えていませんか

ら。

○安田(佳)政府委員 暫定見通しを立てた時点からいま

ま

うのをきちっとやつていかないと国民が混乱するわけですよ。努力目標ばかり掲げて実際は本当にできていない。原子力というものは私たちもつとシビアに安全性なり環境の問題等を考えていましたと、進み過ぎだと思うのです。一つ一つの項目についてもつと国民の意見というものを反映した押さえ方というものをやって、きちっとした対策というものをしていただきたい、このように思うのです。これは要望しておきます。

それから石油代替エネルギーの利用促進につきまして、第五条で通産大臣が導入指針を策定して、

これに基づいて工場に対しても指導、助言を行うことになつておりますが、この対象事業場をどこの規模、想定される数、指導、助言のための体制、誘導するための具体的な助成策というものについてはどのようにお考えであるか、お伺いしたいと思います。

○尾島政府委員 第五条におきまして工場、事業場に対しまして導入指針というのを定めて公表することになつておりますが、この対象事業場をどの程度の規模にするかということにつきましては、今後法案の成立後慎重に検討してまいりたいと思います。と申しますのは、代替エネルギーを工場、事業場に導入する場合には、その代替エネルギーの供給状況、それから技術水準、使用設備、立地条件等いろいろな状況を勘査いたしまして、それに適した代替エネルギーを経済的に技術的に導入できるという可能性を見きわめつつ、導入指針をつくつていかなければならぬわけございまして、そういう意味から詳細な検討が必要とすまつて、そういうふうに思つております。と申しますのは、工場、事業場に導入する場合には、その代替エネルギーの供給状況、それから技術水準、使用設備、立地条件等いろいろな状況を勘査いたしまして、それに適した代替エネルギーを経済的に技術的に導入できるという可能性を見きわめつつ、導入指針をつくつていかなければならぬわけございまして、そういうふうに思つております。

○近江委員 慎重にやるのはあたりまえですよ。大体こういう法律を出してきているのですから、いま私が言つたように、大体どのくらいの工場の規模であるとか想定される数であるとか、そういうもののくらいは大体わかっているのでしよう。それを聞いているのですよ。物事は、どんな法律でも運用するのは慎重にやるのはあたりまえなこと

ですよ。慎重にやりますという答弁だけですよ、あなたのいまの答弁は、大体のことを聞いているのですよ。

○尾島政府委員 先ほど申しましたように、一番重要な、配慮をしなければならない状況といたしましては、石油代替エネルギーの供給状況、これ

が技術的、経済的にその事業場において石油にとってかわる状況になつてゐるかどうかということだらうと思います。そういう意味におきまして、いま考へておりますのは石炭、LNGというような代替エネルギーでございまして、これをどういう地域のどういう工場について導入し得るかといふことをしさいに検討してまいりたい、こう思つておりますとして、先生がおっしゃるように、ある一定規模の工場を機械的にとらえて対象をどのくらいといふようなことは、ちょっといまのところそういうふうに画一的にやるのは無理ではないだろ

うか、こういうふうに思つております。

○近江委員 そういう地域の選定であるとか、そ

ういうこともやはりこういう質疑の中で明らかになつてくるわけですよ。だからそういう中身を言つたくなりますから、先生がおっしゃるよう、ある一定規模の工場を機械的にとらえて対象をどのくら

ういうふうに思つております。

○森山(信)政府委員 代蒈エネルギー関係の仕事

でございますから、経団連の中におきましてそういった関係の深い業種、たとえば電力あるいは石炭、鉄鋼、機械等々の業種には当然話が行つてしまつたというふうに私どもは考えておりますけれども、そういうふうな腹案はないのですか。

いかがですか。

ろが大きいということございまして、金額も、おおよその金額は先ほど申し上げましたよう政

府出資と余り見劣りしない金額、それから具体的な業界につきましては経団連で業種別に話をかけ

るということございまして、いまの段階でこの業界、あの業界というふうな決定はされていない

というのが実情でござります。

○近江委員 では、もう経団連におんぶに抱つこで、頼みますよとばんと渡すわけですか。政府と

しては大体こう思つておられるのですか。

いかがですか。

○森山(信)政府委員 代蒈エネルギー関係の仕事でございますから、経団連の中におきましてそういった関係の深い業種、たとえば電力あるいは石炭、鉄鋼、機械等々の業種には当然話が行つてしまつたというふうに私どもは考えておりますけれども、そういうふうな腹案はないのですか。

いかがですか。

○近江委員 この新機構の定員は三百三十七名と

いうことを聞いておるわけです。代蒈エネルギーの開発ということになつてきますと、今後そのテーマは非常に多岐になつてくると思うのですが、そのためにはどういふふうな割り振りを考えておられるのですか。定員についてはどういふふうに

考えておられますか。

○森山(信)政府委員 政府機関として発足をさせ

ていただきたいということで現在お願いしておるところでは、現在政府出資の大億円と比べまして恥ずかしくない金額を出していたときだといふことでお話を申し上げておりますが、具体的な出資の形態といつてしまつては、経団連でまとめて一本化しておられますけれども、業種別にかかる範囲があると思うのですけれども、業種別にはどういふふうな割り振りを考えておられるの

です。

○森山(信)政府委員 民間の出資につきまして

でございますが、この定員で十分であるというふ

うには考えられないわけでございます。ただ、いろいろな開発のテーマが始終変わつていくと

考え方もございますし、ある程度目的を達成いたしましたものは次のテーマへシフトしていくと

いう要素もございます。そこで、この機構の業務範囲にはこの点の規定がないわけですねけれども、これについてははどういう

うに考えております。

○近江委員 新エネルギーの開発というものは非常にリスクを伴うわけでございまして、効率的な開発をやっていく場合においては国際協力という

のは非常に重要な問題にならうかと思うのです。それで、この機構の業務範囲にはこの点の規定がないわけですねけれども、これについてははどういう

うに考えております。

○尾島政府委員 新機構の目的は十一条に規定さ

れておりませんけれども、これは一つは技術開発、一つは地熱及び海外炭の資源開発、「その他」とい

たしまして、「石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うこと」ができる

ようになつております。

○近江委員 新先生御指摘のように、技術開発を進めていく上

で国際協力に基づきます共同研究が非常に有効な手段だとわれわれは思つております。この目

的を達成するための業務の一つとしてそういう共

同研究、共同開発を考えていきたい、こう思つております。

○近江委員 この財源につきまして、電源開発促

進税の税率を上げるということについてはわれわれは反対であります。少なくとも代替エネルギー

の開発という問題は、これは国の非常に大きな柱だと思うのです。これは一般財源から堂々と投入すべきだと思う。また、上げなくとも現在ある税制の中でも、たとえば石油税の中でも、道路財源などというものは二兆三千億ですか、ござりますが、これなどは十年計画を一年延ばしただけ、いま

の時点で二兆三千億あるわけでしょ。そういう振り向けをやるとか、政府全体でそういうふうに取り組む姿勢が大事だと思うのです。いま、電力

○山本(幸一)委員 ちょっと答弁が落ちていてます
が、五一回三重の未だなごの程度が二十。

○藤原政府委員 五十五年度でござりますか、五
か五十四年度の赤字はどの程度ですか

料金だってガス料金だって上かって庶民は大変な打撃を受けておる。そういうときに安易に税率を上げて一般国民からそれに振り向けようといふのは、これは非常によくない発想だと思うのです。

分違いますが、余り議論に時間をかけては悪いか

は三兆円とか、もつと要るだらうとか言われておるわけですから、いまのようなそういう安易な考え方を続行するのではなくして、通産大臣を中心としてその財源のあり方について、政府全体で重要な反省を持ってひとつ取り組んでいただきたい。その決意を大臣にお伺いして質問を終わりたいと思います。

いませんので、後ほどお届けいたします。

○塩川委員長　速記を中止してください。
〔速記中止〕

○塩川委員長　速記を始めてください。
これより内閣総理大臣に対する質疑を行いま
す。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本幸一君。

○山本(幸一)委員 久しぶりですな。

いと 思 い ま す。

す。したがつて、私は心配しております二、三の問題をきわめて大ざつぱに總理を中心伺つて

いたしますと、ことしは約四百億ドル前後の赤字

まず第一に、石油確保に欠かせない外貨の事情であります。現在の外貨の手持ちは何ほどなのか、

あるいは五十四年度の外貨の赤字が伝えられてお
りますが、それはどの程度なのか、お答えいただ
きたいと思います。

現在の外貨の持ち高は百八十億ドル見当でござります。

おり大量なものでございまして、これの支払いは貨物といふものは今年度でも六百億ドル前後になるのではないかと言われておるわけでございま

易の多角化、こういうことに真剣に力を入れなければならぬのじゃないか、こう思います。しかしそのことを言つておりますと時間がかかるつて、あととの同僚の質問にも差し支えをいたしますから今後後に譲ります。ただひとつ大平さん、待ちの政治ばかりやらぬで、こういうときは積極的に取り組んでいただきたい、私は大変に外貨の心配をしてる一人であります。

次に、御承知のとおり本来エネルギーの危機は第一次オイルショック以来始まっておるわけですね。ところが七年目の今日やつと代替エネルギー法案が提出された。これはどうも過ぎるんじゃないです。言つならば怠慢のそしりを免れない、こういうことも言えると思うのです。私はこの際大平総理にその心境を伺いたいと思うのですよ。率直に言つたら七年もたつてやつと出すようなない

とで一体どうなのが、こういうことであなたの考え方を伺いたい、こういうことですね。○大平内閣総理大臣 率直に申しまして、石油といふものが戦前、戦中、戦後を通じまして一バレル二ドル前後でいつでもどこでも必要量を賄うことができたということでございましたので、われわれは安心いたしまして産業も生活も石油にたつぱりつかつてしまふということ、その方が経済的で便利で効率的でございますのでそういうことをいたしたわけでございまして、そのことについて反省がないかなどといふと、それは確かに大きな反省をしなければならぬことであると思つております。

第二に、ところが数年前に第一次の石油危機を
迎えたわけでございますが、それから今日まで、
石油の危機が叫ばれながら、必要とする原油の確保につきましてはともかくほんば予定どおり確保することに成功いたしたわけでございます。数量的にはほんば予定どおり確保できたと考えておるわけでございますので、政府も民間も確保できるものであればこの便利な原油を確保して、いまのままでやつてまいりました手法で経済を営む、生活

を営む」ということを考えがちになることもあなたがち非難するに当たらないことだと思うのでござりますが、問題は、これから先一体われわれが予定どおり、節約もするし代替エネルギーの開発もすこどうかということにつきましては全く確信が持てない、そういう状況であることはやはり心配を山本さんも共通にしていただいておるんじやないかと考えるわけでございます。したがつて、これまでのようく漫然と石油に頼る、これが便利だからいま着ておる布子は脱がない方が体にいいから、このまま脱がないんだということをかたくなにやつておるわけにいかぬと思うのでございまして、まず思い切つてこれは省エネ政策をやらなければならぬし、省エネ技術の開発を思い切つてやらなければならぬことが第一だと思ひまするし、大変おくればせになつたぢやないかと言われますけれども、代替エネルギー、これはすいぶん経費もかかることでありますし、手間もかかるし時間もかかりますけれども、この開発に一段と工夫をこらしていくかなければならぬのじやないか。同時に、産業の構造、生活の様式といふような問題までもひとつ新たな観点から考え方直していくといふことが、もうつづきならぬ課題になつてきておるんではないかといふことでございまして、そういう問題意識につきましては政府部内におきましてもひとつの新たな観点から考え方直していくといふことが、そのように政策に手順よく実行に移して、それをどのようにおこなつておるかということがわれわれの課題になつてしまいるかということをお認めになつたときには、それから同時に答弁の中にはつたように、代替エネルギーの開発導入もしよせんす。

はやはり石油確保が当面前提になつておりますと、これは十年先をちよと政府側の資料を拝見しても三億六千万キロ余を確保する、こういうことですから、だからやはり当面の間しばらくは石油確保が前提ですね。そういうことになりますと、これは石油確保にいまあらゆる対応をする必要がある、これは総理の意見と私は一緒に思います。通産大臣も先般来この委員会で、私ははつきり表現は記憶がありませんが、目標達成に全力を挙げなければならぬ、しかしながら道程はかなり厳しい、いわば不安を隠せないような御答弁があつたのです。私も全くそのとおりだと思うのですよ。いまの国際情勢を見ると、中東だけを見てもOPEC諸国の石油資源がいま直ちに枯渇するとは私は思いませんよ。しかし有限であることは事実ですからね。それから、産油国が価格操作の手段として生産制限をやつてくる可能性もないとは言えませんね。さらには国際石油資本の操作も考えられますね。あるいはまた、米ソのエネルギー支配による世界政策の意図だってうかがわれますね。また、アフガン問題で米ソの対立が一層激化していく、そうなると場合によれば石油入手が困難になる、こういう事態もないとは言えないと思うのです。特に、お互いが承知しておりますように、要するに産油国地域の政治的、軍事的な不安、これは大変なものだと思うのですよ。場合によると本当に石油が入手困難になる事態がないとも限らない。現にイランにおいては先ほどからいろいろお見を聞いておるけれども、結論的に言えば、現実にはストップになつてているのですから、そういうような不安材料がたくさん重なっているわけですね。したがって、私はOPECに依存する石油確保の目標が本当に可能かどうか心配するわけですね。総理はそういう心配をお持ちなのかどうか、この際伺つておきたいと思うのです。

○大平内閣総理大臣 OPECというよりは、わざわざ中近東に必要とする原油の四分の三を仰いでおる、日本の必要とする総エネルギー源の半分を中近東に仰いでおるということは、いかに

あなたが言われたように、これを極力多元化していくことが目標でなければならぬと存するのでございまして、中国でござりますとかメキシコでござりますとか、そういった方面へ漸次話を進めておる。非常に大きな期待はまだ当面持てませんけれども、せっかく始めておるわけでございますが、それは当面の供給の多元化でございまして、根本は先ほども申しましたように、全体として脱石油の方向にいろいろ施策をしていかなければいかぬことは当然だと思っております。

○山本(幸一)委員 総理の決意もよくわかりましたが、とくに計画とか目標というものは崩れが多いのです。ところが、日本の安全のためにも食糧とエネルギーはその最たるものですね。これがもし計画が崩れるところは大変な問題になる、こういうことが予想されます。

いま総理も、もつと多元的にいろいろ考えておる、こういうお説です。その中に中国の問題が出てきましたが、私はやっぱり石油の不安を一步でも二歩で解消するに万全の策を講ずる必要がある、そのためには中国との共同開発が当面緊急な課題じゃないか、こう思っています。

そこで、私が五十一年に訪中した際、中国側の説明を聞きますと、近代化の一環として大慶油田程度の規模のものを向こう十二、三年間に十一カ所開発したい、実用化したい、こういう説明がありました。そうしますと、私は数量はわかりませんが、当時の大慶油田の量の約十倍程度というものが大体予想されるわけですね。しかし中国といえどもなかなかそれは困難な問題で、現に数ヵ所手をつけておりますが、思うとおりにいかぬということもこれは私どもよくわかつております。わかつておりますが、同時に中国は、当時日本との共同開発にはかなり意欲的な発言をしておりました。積極的な発言をしておりました。その後情報については私自身は詳しくはありません。ありませんが、最近伝わるところによると、渤海南部あるいは中部にわたって日中共同開発事業が進め

られて、そのほかに華北地区の共同開発の話し合
いも進んでおる、こういうことを聞いております。
通産大臣が近く中国へ行かれるらしいですが、
こういうことが中国との話し合いの重要な課題に
なるのですか。テーマになるのですか。それも伺つ
ておきたいと思います。

○森山(信)政府委員 中國との共同開発の問題につきましては、いま御指摘のとおり渤海湾の開発をめぐりまして現在話が進んでおるということをございまして、近く日本側の新会社の設立が期待されているところでございます。

それから、いま御指摘のございました内陸部の開発につきましては、従来は中国側は内陸部は中國自身の単独開発でやる、こういう基本姿勢を持つておったようございまして、その後若干考え方方が変わってきていたという話も聞いておりますけれども、日本側といたしますれば、中国側から一緒にやろうじゃないかという話を持ち込まれましたならば、積極的にこの問題に取り組んでいきたいという基本的な考え方を持つております。

近く通産大臣も訪中されるということもございまますので、こういった問題等も含めまして、中国側の考え方がだんだんと明らかになつてくるのではないか、それに応じた対応をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○山本(幸一)委員 大体私が承つておることと同
一だと思います。

そこで、恐らく私どもの浅い知識でも、中国の内陸部だけでも日本の使用量の二十数カ年分があると伝えられております、あるかないかわかりませんが、それに大陸棚等々の開発をやり出せば相当な量の魅力がある、こういうことになると思うのです。したがって、私がここでお伺いしたいのは、一体尖閣列島の地域、この開発についてどういうふうな考え方を持つておるのか。中国はからでから尖閣列島の共同開発には、先般同僚の石野さんが触れましたように非常に意欲的ですね。積極的な発言をしております。日本は沈黙を守つておる。この理由が私はわからないのですがね。

なぜ沈黙を守つておるのか、それを伺いたいと思います。これは総理の方がいいのじゃないですか。長官では、これは政治判断ですから総理に伺いたいと思います。

そういう前提でこの石油資源の開発といふことを考
えるにつきましては、本来大陸と沖縄方面
との間の大陸棚資源の開発問題という国際法上の
問題があるわけでございまして、それに対して大
陸からの自然延長説をとるのかあるいは中間説を
とるのかという場合、つまりその問題につきまし
て双方がともかく意見が開発のために一致しま
して、ともかく共同開発はこういう前提でやろ
うじゃないかということができないと仕事にかかわ
らないのではないかと思うのでございまして、石油
の開発を考える前に、この大陸棚の資源の問題につ
いて、どのように処理するかという問題を両政
府の間で話し合つていかなければならぬと思つて
おるわけでござります。われわれはそれを取り上げ
て差し支えないのでないかと考えておるわけ
でございまして、外務当局にも機会を見てそ
う問題を双方の間で話し合つてみるというよう
にしてみてはという慾望もいたしておるわけでござ
いますが、まだ具体的に中國側とそういう話をし
たという報告は聞いておりませんけれども、そ
ういう問題をまず開発当局でなく外交当局でや
りたやすくということが先でないかと考えてお
ります。

○山本(幸一)委員 時間がありませんから、もう
結論だけ申し上げたいのですが、要するにいまの
答弁は、かいつまんと言ふと、領土の帰属問題が
容易でない、したがつて中間線の線引きも困難だ
ります。

こういう外交上の問題があるということですね。實際には、私が指摘するまでもなく、中国は日本やメジャーと渤海のみならず黄海、珠江沖の深航開発にいま手をつけているわけですね。そうすると尖閣列島はその中間なんですよ。なぜその中間の尖閣列島に政府は消極的な態度をとつておるのか、これが要するにいま領土争いのある領土問題申しあげたいが、一言で言えば石油確保が重要です。しかしながら、これには中国が発言しておるだけということになれば、私は領土問題は日本民族にとって重要問題です。一日も早く日本の帰属であることことが明らかになることを期待しております。しかしながら、ようやく時間がかかることも間違いないのですね。石油問題は差し迫った緊急の問題です。したがつて、ぜひひとつ、総理はいわば領土問題と石油問題とは全く切り離して、そして共同開発をするんだという合意に向かつて積極的に取り組んでいただきたい。これをやりにありますか。いまの答弁では、何か聞いてるとおやりになることもありますか。

ようにも聞こえたのだが、そういう姿勢でおやりになりますか。

とをいまから中国と話をしてもやれないことはない
と思いますけれども、当面渤海湾を始めたばかり
でござりまするし、また、いま具体的に問題にな
つておるプロジェクトもいろいろあるようでござ
いまして、相當日中間におきましては開発問題に
ついて計画が進んでおるようでございます。した
がつて、いま南の方についてやる仕事がないとい
うような问题是問題ではないと私は思つておるわ
けでござりますので、やるべき時期、タイミング
が熟しますならばそういう相談を持ちかけてみる
ということに私はやぶさかでございません。

○山本(幸一)委員 ほかにまだたくさんあるけれ
ども飛ばしまして、要望的に申し上げておきます
が、私はいろいろ困難な事情があると思うのです
よ、領土問題と絡んで中間線の線引きがむずかし
い。そういう困難な事情があるにしても、そういう
ことを理解の上で共同開発をしなければいけな
い。そういうことを十分われわれは理解して、當
面緊急な石油確保のために、私は共同開発に積極
的に取り組むべきだとと思う。要は、これはやはり
総理大臣の政治的決断にかかっているのですよ。
あなたが決断すればできるのですから。したがつ
て私は、日本の将来を考えあるいは日中両国の利
益を考えてみて、やはり今後こういう問題に積極
的に取り組んでいただきたい。

時間がありませんからそれだけを申し上げて終
わりたいと思います。

○塙川委員長 石野久男君。

○石野委員 総理にお尋ねしますが、いまの尖閣
の問題でござりますが、山本委員からもお話しの
ように、総理の決断の問題でござりますし、この
問題はちょうど華国鋒主席が来月来られますが、
むしろ総理はそういうところで下話でもすること
の必要性があるのじやないかと思ひますけれど
も、総理にはその用意がござりますかどうか、ひ
とつお聞かせ願いたい。

○大平内閣総理大臣 いま、先ほどもお話をござ
いましたが、日中間で石油あるいは石灰等で共同
開発の問題は大きな共通の課題になつておるわけ
も、総理にはその用意がござりますかどうか、ひ

国鋒主席の訪日において、この問題を今度の華でござります。したがつて、この問題を今度の華とはあり得ないとと思うのでございまして、いざれにせよ早晚この問題についての討議を私どもは進めなければならぬと考えております。その場合どういう手順でやってまいるかという問題はございますけれども、この問題を回避することはできないと思っております。

○石野委員 この点につきましては、時間もありませんから努力を要望しておきたいと思います。

石油代替エネルギーの開発、導入の問題に関して、もう時間がありませんので私は一っだけお聞きしておきたいのですが、二十一世紀に臨んでわれわれがエネルギーをどういうよう確保するかということになりますと、やはり依然として石油輸入に頼る面が非常に大きいと想います。しかしいまのような状態でなければならぬから、当然その輸入石油を漸減すると同時に、非石油エネルギーといふようなものにある程度のウエートをかけていかなければいけない。そしてそれらのものは、私ども党の考え方では、石油については大体三分の一ぐらい、非石油で三分の一ぐらい、あと三分の一ないし四〇%ぐらいのものは国内で自給するという体制を考える、それがいわゆる代替エネルギーに対する国内の方策でなければならぬ、こういうふうに考えておりますが、こういう考え方につきまして総理はどういうふうにお考えでしょうか、ひとつお聞かせ願いたい。

○大平内閣総理大臣 エネルギーの自給力の向上につきましては、石野さんおっしゃるとおり私も重々重大な関心を持って推進していくかなければならない政策目標だと考えております。石炭に限界がございますので、自然その他のエネルギー源を求めていかなければならぬと思いませんけれども、大変細かいものをたくさん、多彩に開発していくしかければいかぬという課題になると思いますけれども、極力自給力を向上していくという目標は見え失つてはいかぬと考えております。

ませんけれども、いわゆる自然エネルギーといいますか、クリーンなやはり再生可能なエネルギーに依拠しようとなりますと、相当きめの細かい手当をしなくちゃいけないと思います。これはたとえば太陽熱とか風力だと、海洋温度差、波力、バイオマス、あるいは発電ロスによるエネルギーをどういうふうに活用するかという問題、それから水力の活用、地熱の活用、この種のものについて代替エネルギーを考える場合には、政府が積極的に政策面において、特に財政面における協力体制、支援体制、そういうものの決意がありません。これはなかなかできないだろうと思うのです。そこで、法案が出ましたこれを見ましても、その方向性というものについて政府の努力姿勢というものがどうも弱いような感じがいたします。やはり代替エネルギーにつきましては、この種の問題について特に国民全体の総力を結集してエネルギーを開拓の道を考えていく、大企業とか大資本だけに依拠するのじやなくて、地域の自治体とかあるいは一般の国民の協力というものに対しても、政府の財政的協力、政策的協力というものを切実に要請していると私は思っているのです。そういう点について、これは何としても政府にその決意がないといかないと思います。細かいことは時間がないので言いませんが、総理はそういう面に対して、本年度予算の中では必ずしも十分じやございませんが、来年度予算等においては積極的に財政協力体制というものを組み込んでいくという決意がござりますかどうか、そういう点も御所見を承つておきたいと思います。

○大平内閣総理大臣 財政支援がないと代替エネルギーの開拓を期待できないことは仰せのとおりでございまして、ことしも相当思い切つて予算を計上させていただいたつもりでございます。ただ、一方において財政再建途上にござりますので、一般会計から大きな財源を割愛するというようなことは至難のこととと思うのでございまして、これには、財源確保におきましては特別の工夫をしなければならぬと考えております。ことしもそういう工夫をいたしたつもりでございまして、今後もその財源確保には一段と努力を重ねていかなければいかぬと考えております。

○塩川委員長 渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 石油代替エネルギー法案を審議をして、これから石油だけに頼れないという状況の中で、代替エネルギーができるだけ早く、しかも大量開発しなければならないという法案の審議を進めてきたわけありますけれども、先ほど山本委員も言いましたように、第一次オイルショック以来すでに七年、いま初めてこの法案が提出されておるわけであります。そういう意味では、先ほど総理からもいろいろお話をございましたけれども、ちょうどそのときにイランのような大問題が

出たわけであります。いずれにしましてもわが国が必要石油量の一〇%を超えるそういう量をイランに頼ってきたわけありますから、いまここで価格の問題がいろいろあつても、完全にストップという事態になれば、これは当面何としても大変な問題ではないかというふうに考へざるを得ません。もちろん民間、国家備蓄を合わせて準備しておるようになりますけれども、しかし、これは

単にアメリカの経済制裁、これに同調をするという立場だけではやはりどうにもならない状態ではないかというふうに考へるわけであります。それで、時間があまりせんから問題を一点点にほりてお聞きをするわけでありますけれども、外務大臣がきょうお帰りになつて、そして総理を初め、当面のこの重大問題についていろいろ見通しを立てられ対策を立てられたのだろうというふうに考へますけれども、これについて総理として

○大平内閣総理大臣 人質問題の解決のために、これは総理おつしやるように、間違つてもアメリカが軍事力の行動というふうなことに走ることのない

ように、日本は日本の立場において、特に総理は近くカーテー大統領とも会われるわけでありますから、日本は立場に立つて御努力をいただきたいと思つておりますのは、これは国民全般の願望だと思います。

それから、いまおつしやいました三十五ドル原油、これは純粹に価格の問題でイランとの折り合いかなかなかつかない、こういうふうに日本は繰り返し言つておるわけであります。私たちもやはりそこに基盤を置いてこの問題については粘り強

たようでござります。

で、これは要するに、基本的には人質問題の平和的解決ということを促すためにEC並びに日本が協調して、共同の行動をとつてイランを説得していくとすること、同時にアメリカには、軍事力の行使というようなことが万が一にもないように要請していくことにおいて各国とも認識は

帰一しておるようでござります。

されば、さしあたつてどういうような措置を講ずるかにつきましては、このECの外相会議の決定も踏まえまして、明朝政府の方でも相談をいたしまして、何ができるかという問題を具体的に相談していかなければいかぬと考へておるわけでございますが、渡辺さんが御心配のエネルギーの問題は、いままでのところECとの話の中でも出ていないわけございません。いまイランの石油公社と日本の石油会社の間に値上げ交渉をめぐって問題がございまするけれども、これは当面の人質問題を確認いたしましたイラン問題とは別個の、経済問題としてとらえておるわけでございまして、これはこれとしてしんぱう強くイラン側に再考を求めていくことにいたしたいと考へております。

そこで、これに関連して一つお聞きしたいと思うのですが、アメリカが求めている経済制裁といいますか、そういうことと関連をして、日本はイラン向けの輸出の抑制、この問題を検討しておる

うのですが、アメリカが求めている経済制裁といいますか、そういうことと関連をして、日本はイラン向けの輸出の抑制、この問題を検討しておる

うのですが、アメリカが求めている経済制裁といいますか、そういうことと関連をして、日本はイラン向けの輸出の抑制、この問題を検討しておる

うのですが、アメリカが求めている経済制裁とい

うのですが、アメリカが求めている経済制裁といいますか、そういうことと関連をして、日本はイラン向けの輸出の抑制、この問題を検討しておる

うのですが、アメリカが求めている経済制裁とい

えずは考えなければならぬのではないか、経済措置といったしましては、新たな信用を供与するというようなことは遠慮をしようじゃないかというようなことのように私どもも聞いておるわけでございまして、その限りにおきまして、私どもがいままで考えて措置しておりますこととそう軒轅がございました。したがつて、これら日本政府が何を考えてまいりかということにあります。されど申しましたように大来君の報告を踏まえた上で慎重に考えて決めていたと思つております。けれども、いま国民経済に非常に御迷惑をかけるというようなことはまだわれわれの検討の中にはないわけござります。ただ、事態が非常に進んでまいりまして、事態が仮に万一な深刻になつてきた場合、そういう場合はまたヨーロッパ諸国と日本は相談を続けていかなければならぬと思つておりますけれども、私どもといましましては一日も早くこの人質問題というものがイランの自省によつて解決するということにとりあえず一生懸命に全力を挙げたいと考えております。

○渡辺(三)委員 総理の退席される時間もあつて、何分でも短く協力しようとお話をありますから、私はあと一つだけ御意見を申し上げて終わりたいと思います。

先ほど申し上げましたように、エネルギーを石油だけに頼れない、どうしても新しいエネルギーを開発しなければならない、こういう意欲で今回の法案が出されたと思ひますけれども、ただ、先ほど来同僚委員も言つておりますように、財政的にもあるいは組織体制の面でも必ずしもまだ十分ではないと思います。したがつて、これは簡単に開発できないものが技術的にも数々あるわけで

ありますし、私はその点は十分に承知をしておりますけれども、それだけになかつ一層力を入れてクリーンなエネルギーの開発のために政府が全労を挙げる、そのためにはことし一年、来年といふだけではなくして、財政的な問題も十分に措置をするというふうな立場に立つて、この法案が国民全体が望むよな方向で運用されるようにぜひ強く要望申し上げまして質問を終わらいたいと思います。どうもありがとうございました。

○塩川委員長 近江巳記夫君。

○近江委員 代替エネルギー法案はよいよ終局に近づいておるわけでございますが、何といましてもこれは本当に長期間かかると思います。そしておきましては、イラン政府において人質解放への解決を求めるということで、それまでを第一次の措置としては共同歩調をとるということをおつしやつておきましてから、この第一段階における制裁といふものはそういう方向で行かれるわけですか。まして、イラン政府においては永久に石油を供給しない、こうしてとりあえずやるべきことを決めておるわけですが、本日のいわゆるエネルギー問題の閣僚会議におきまして大来外相の帰国報告を受けられたと思ひますが、ECとわが国との間におきまして考え方のずれはあつたわけです。ECにおいては、当面暫定的にやるべきことでございませんが、本日の閣僚会議におきまして大来外相の帰国報告を受けられたと思ひますが、ECとわが国との間におきましては、その第一次の暫定措置と大体において歩調を同一にいたしまして対イランの説得に当たり、アメリカへの自重を求めるということにいたしたいと考えております。われわれといましましては、そのECで決められた暫定措置と大体において歩調を同一にいたしまして対イランの説得に当たり、アメリカはやむを得ないというようなことをおつしやつたことがあります。そういう過程を通じて解決されることを強く望んでおるわけでございまして、五月十七日までに事態が解決するよう強く期待をいたしておりますところです。

○近江委員 この第一次案を見ますと、一、在テヘラン各國大使館員、各國駐在イラン外交官の相互削減、二、イラン国民の実質的入国制限、三、対イラン兵器禁輸、四、対イラン新規輸出、役務提供契約不締結等を遅滞なく実施し、五月十七日まで、いま總理がおつしやつたわけですが、それで人質解放を図つていく、こういうことなんですか。

○大平内閣總理大臣 仰せのとおりでございまして、とりあえずとの措置につきましては、可能な限り日本の方でも共同歩調をとつていきたいと考へましたので、今後共同歩調をといたしましてそのような対応をこの時期に一致してとることになつたということは、それなりに評価していくことだと考えておりまするし、日本といたしましててもかねがねECと協力して意見の調整を遂げてまいりましたので、今後共同歩調をとりながら事態の平和的な解決に協力していく素地ができたのではないかとこれを評価いたしております。

○近江委員 いまイランとわが国との間におきまして、価格の問題で現実にイランは船積みを停止します。

は原則的に同一歩調をとるということをおつしやつたわけでござります。そうしますと、EC諸国におきましては一段階制裁というものを決めているわけですね。これにつきまして、わが国としては共同歩調をとるということをおつしやつておきましてから、この第一段階における制裁といふものはそういう方向で行かれるわけですか。まして、イラン政府においては永久に石油を供給しない、こうして現在問題になつておりますこの価格交渉、これは単なる経済問題ということじゃない、大きな問題として受け取られてくる。

そこで總理は、わが国も多少の犠牲を払うことによっておきたいと思います。

○大平内閣總理大臣 今度の日本向け石油の積み出し停止というような問題でございますが、これをどのように見るか、それは別にいたしまして、わが国といたしましてはこれは経済的な問題、つまりイランの公社と日本の石油会社との間の貿易の交渉の行き詰まりという問題ととらえておるわけでござります。われわれといたしましては、これまで、いま總理がおつしやつたわけですが、それがでございまして、その姿勢は変えるつもりはないわけでござります。われわれといたしましては、従来の値段でイラン側から供給が受けられれば喜んで受けるわけなんでございまして、日本といたしましては、これはいまの時節柄いかにも高過ぎるじやないかということを言つておるにすぎないでございまして、それだけの問題として処置していただきたいと考えています。

○近江委員 わが国はその立場はそうでありまして、いま申し上げたようにアメリカの受け取る受け取り方、イランの受け取り方、これは皆違うわ

けですね。そしてまたEC諸国と同一歩調をとるに、第一次制裁に入るわけですね。そうなつてきました場合、イランの対日供給の禁止ということもこれはあり得るわけですね。それは覚悟なさつているわけですか。

○大平内閣総理大臣 私ども、イランに対しまして人質の解放によつて事態の平和的解決を促しておるわけでございまして、それ以外に考えていいわけでございまして、石油問題をこれにひつかけて考えるといふようなことは、日本からいたしたくないわけでございます。

○近江委員 私もかつてイランへ行つたことがあります、イランの国民性なりいろいろなことから判断しますと、力と力の対決といいますか、そういうことでいきますと問題の解決といふのはきわめてむづかしい。日本はかつてない非常に困難な問題にいま直面しておる。わが国は本当に大変な問題に直面した、私はそのように感じるわけです。

そこで、総理は今度アメリカに行かれるわけでござりますが、その日程を見ましたら、四月三十日に日本をお立ちになつて米国着、五月一日には米国を立つてもうメキシコにお着きになる。五月四日にもメキシコを立つてカナダにお着きになる。そして五月七日にはカナダを立つて、五月八日日本着、こうなつてゐるのですね。いまや日米間で話合う問題といふのはいまほど大事なときはないと私は思うのです。こういう御日程で、これだけの大事な問題を話し合うことができるのでしょうか。外交の日程といふのは、スケジュールは変えたいことは私もわかりますけれども、これだけの大変な問題でござりますから、日程の変更等をなさつて、カーター大統領とも真剣な話し合いをなさることが大事ではないかと私は思うのですが、いかがでございますか。

○大平内閣総理大臣 日米間には不斷に連絡がございまして、毎日のように意見交換を遂げておるわけでございます。とりわけ首脳会談を想定いたしまして、それまでに整理しておかなければならぬか。

ぬ問題の整理を怠いでおるわけでございまして、相互の関心のある問題の処理を適切にやつて始まつておるとも言えるわけでございます。これが済みますと後でまたそのフォローアップを遂げて、すそ野から頂上に至る過程におきまして、いろいろな問題がいろいろなレベルにおいて討議されて、整理されておるわけでございまして、そのエッセンスを私どもの会談で確認し合うということでおこなつておきます。

○近江委員 総理も御承知のように、アメリカはいざとなればすべての面で自給自足のできる国です。わが国は資源のない国です。また、わが国とEC諸国との間におきましても事情は違うわけです。特にわが国の置かれた立場といふものは本当にどこの国よりも厳しい状態にあると私は思うのです。それだけに特に私はカーター大統領と総理とのこの首脳会談といふものにつきましては、いまだかつてない大事な会談になる、このように思つておつしゃつたわけでござりますが、重ねて私がもう要望いたしておきます。

それで、総理は、この外交日程からいかれて、たとえ短い期間であつても十分実りあるものにであります。わが国は資源のない国です。また、わが国とEC諸国との間におきましても事情は違うわけですが、いまその頂上会談に臨むための作業はすでに開始されておるとおつしゃつておる、確かにそのとおりだと思います。そこで、かつてない、言つうならばこれだけの大きな問題を抱えて訪米なさるときは、いまだかつてなかつたと私は思うのであります。

そこで、いろいろな情勢分析なりお話し合いがあろうかと思ひますが、特に私は一つ申し上げたのは、アメリカはいわゆる軍事行動といふものについて非常にちらつかせておるわけですが、もしもアメリカが軍事行動といふようなことに走つてまいりますと、たとえばホルムズ海峡のあの辺のところを閉鎖といふことになつてくれば、これはもう対イランだけの問題ではない、中東にこれだけのエネルギーを仰いでおる日本としては死活にかかる問題になつてくるわけです。したがいまして、カーター大統領にお会いになつたときは、どういふふうな責任をとつていただくといふことは思つておきたいと思います。

○大平内閣総理大臣 野党はそれぞれ外交政策につきまして御政策をお持ちになり、お立場があるわけでございまして、われわれといたしましては、われわれのとる外交政策に関しまして野党等と共に同の責任をとつていただくといふふうなことはできません。しかしながら、事が重大でございまして、國の運命のために山を移すような決断を迫られる、選択をせなければならぬというようなことになりますると話は別でございまして、当然野党のお力をかり、一緒に難局に当たらなければ

て、アメリカには強く自重を求めなければならない、と思いますが、同時に、それをやるにつきましては、ECとも協力いたしまして、平和的解決のためでできるだけ手助けをいたして、イランの説得に当たるといふこともあわせてやつてまいる必要があろうかと思うのでございまして、そういう手だてをいま講じておるところでござります。

○近江委員 総理から強く要請するといふことを果たさなければならぬと考えております。おつしゃつたわけでございますが、重ねて私がもう要望いたしておきます。

それで、総理は、この外交日程からいかれて、たとえ短い期間であつても十分実りあるものにであります。わが国は資源のない国です。また、わが国とEC諸国との間におきましても事情は違うわけですが、いまその頂上会談に臨むための作業はすでに開始されておるとおつしゃつておる、確かにそのとおりだと思います。そこで、かつてない、言つうならばこれだけの大きな問題を抱えて訪米なさるときは、いまだかつてなかつたと私は思うのであります。

そういう点におきまして、これはわれわれ野党の首脳に対しても、いろいろな野党のそういう考え方なりいろいろなことが、広く国民を代表して私たち出していただいておるわけでござりますから、当然その意見をお聞きなさるということはきわめて大事じやないかと思うのです。そういう構想はお持ちでござりますか。

○大平内閣総理大臣 野党はそれぞれ外交政策につきまして御政策をお持ちになり、お立場があるに、当然このイラン問題、これは最大の焦点だと思ひますが、その他オリンピック問題を始め種々の問題があろうかと思ひますが、どういう課題をお考えになつておられますか。

○大平内閣総理大臣 どういう課題を、話題を話し合おうといふように決めておるわけではございませんで、国際情勢等、二国間の問題等から双方に关心がある問題をいま両方で整理をいたしておるところでございまして、最後の頂上会談に何が残つていくか、そのときの情勢いかんにかかると思つておりますが、当然、いま言われたように、イラン、アフガンに対する対応の問題、一連の問

題がござりますが、そういう問題は六月のサミットを前にいたしましてこれにどのように対応するかという問題、それから日本とアメリカとの間に二国間の問題として一、三の問題がござりますけれども、そういう問題は当然話題になるのではないかと思つています。

○近江委員 アメリカと日本との間に横たわる、いま二、三の問題ということをおつしやつたわけですが、日米貿易摩擦の問題だといろいろな問題もあるうかと思うのですが、どういう問題ですか。○大平内閣総理大臣 自動車問題でござりますとかあるいは電電調達問題とかいうような問題が、経済問題として日米間の関心事になつておるわけだと思います。防衛力整備の問題等につきまして、アメリカからこれまで、具体的なことではございませんけれども、強い要請もござります。そういう問題は当然われわれの話題になることと思つております。

○近江委員 石油エネルギーの問題、これは国の死活にかかる問題だと思うのです。そういう点におきまして今後、代替エネルギー等もこの法案が成立し、今後推進もできると思ひますけれども、しばらく、まあ長期間にならうかと思いますが、やはりこの石油の問題は一番大きな問題です。

そういう点におきまして、各国の首脳を見ておりまして、フランスのジスカル・ダントン大統領は一年間で十六回いわゆる産油国に行つてゐる。総理は何回行かれましたですか、それをひとつお考えになつていただきたい。

総理は、今回アメリカとカナダとメキシコへ行かれますと、フランスのジスカル・ダントン大統領は一年間で十六回いわゆる産油国に行つてゐる。メキシコにつきましては、この前の委員会で私の質問に対し、十月ころには日量十万バレルに達する、第一船はこの四月から出る、恐らくこの次は二万五千バレルぐらいだという話をされておりました。カナダは、御承知のように今後ウランの問題あるいは石炭の問題、オイルシェールの問題あるいはタールサンドの問題、いろいろあります。この三ヵ国といふものにつきましては、内資源の問題から考えましても非常に重要な国で

ざいます。このメキシコ、カナダに対して、特にエネルギーを初めとしてどういうお話を特になさるとなさつておりますか。

○大平内閣総理大臣 先ほど山本さんの御質問にお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。したがつて、もしそれが成功していないのでござりますならば政府をお責めいただいて結構でござりますけれども、われわれはやるべきことはちゃんとやつてきたつもりでござりますし、今後もやつてまいります。

中近東との交際におきましても、油をお願いすれば外交だという非難を受けるのであります。われわれは中近東との間に長い信頼関係をつなぎまして、末長き交際をお願いいたしております。われわれの期待にこたえて御協力をいただいております。今度私はメキシコ、カナダに参りまするけれども、もちろんこの両国ともわが国とは資源関係におきましてきわめて相互補完の関係でございまするし、その関係はますます濃密になります。今度私はメキシコ、カナダに参りまするけれども、もちろんこの両国ともわが国では大変大事な国でござります。もちろん資源確保につきまして、安定供給につきまして御協力を仰がなければならぬことはもとよりでござりますけれども、そればかりではございませんで、日本とこの墨加西國との深い信頼のきずなをいよいよかたきものにするために、あらゆる側面から理解と信頼を深めてまいるべく参上いたしたいと考えております。

○近江委員 その点は総理のおつしやるとおりだと思います。両国間の関係の緊密といふものについては、特に今後力を入れていただきたいと思ひます。

それから、供給先の多角化ということにつきまして、中国の、いままではどちらかといいますと海での開発ということになつておきましたが、内陸部の開発についての要請が来ておるのじやない

かと思いますが、総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 内陸部の共同開発の問題もどんどん話題になつてきておるようでございまして、われわれといたしましては「フレーディング」よりもお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。したがつて、もしそれが成功して、われわれといたしましては「フレーディング」よりもお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。したがつて、もしそれが成功して、われわれといたしましては「フレーディング」よりもお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。したがつて、もしそれが成功して、われわれといたしましては「フレーディング」よりもお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。したがつて、もしそれが成功して、われわれといたしましては「フレーディング」よりもお答え申し上げましたように、石油危機が起りまして以来数年たちましたけれども、政府は予定どおり必要とする石油の確保に成功しているわけでございます。

○近江委員 イラン政府はソ連と経済協力に関する取り決めを行つたことも伝えられておるわけですが、これに対して政府はどういう情報を得られておりますか。

○大平内閣総理大臣 四月二十一日にソ連と伊朗政府との間で経済協力に関する協力議定書について合意ができた、近く調印がされるのではないかという情報はキャッチしておりますけれども、詳しいことはまだ存しておませんで、そういう情報だけを得ておりますので、まだコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○近江委員 この問題については、総理も本当に真剣にやつていただいておると思います。しかし、ひしひとそういう深刻な状態というものが迫つて来るようには私は思うのです。国民も非常に不安といら立ちを持つてゐると思うのです。

そこで、わが国はイランから日量五十万バレル、一〇%の供給を受けておるわけでございますが、今後これが最悪——そういうことがあってはならないわけですから、なつた場合一体どうなるだろか、国民は非常に不安を持っているわけです。

○近江委員 時間がありませんから終ります。

○塙川委員長 神崎敏雄君。

○神崎委員 エネルギー問題を考える場合に重要なことは、エネルギー供給基盤の自主的強化が何よりもその基本に位置づけられるかどうかであります。具体的な政策としては、第一に国内資源の開発、復興、第二に自主的資源外交、第三に自主的な新エネルギー技術の開発など、こういう政策が貫かれなくてはなりません。エネルギーの安定供給の最大の保障は、資源の開発の面でも、技術の開発においても、また外交においても自主性を貫き、わが国の安定供給基盤を強化することあります。総理もこの点を認められるかどうか、まずお伺いいたします。

○大平内閣総理大臣 仰せのようにエネルギー政策にとりましては技術開発が非常に大事な柱であると承知いたしております。自主的な技術の開発もとより大事でございますが、国際的な協力を

ランからの石油の供給は停止したわけでござります。今回も不幸にいたしまして値段が折り合いませんで、先方が積み出しをとめるというよう

うな事態に立ち至つてゐることは非常に残念だと思います。近江さんがおつしやるとおりこれを断念しないで、先方の再考をしんぱう強く求めていきたいと考えておるわけでございます。しかし、現実に停止されるということになりますと事柄は重大でござりますが、先ほどもお答え申し上げましたように、ただいまは、三月末現在、政府並びに民間の備蓄九十五日分を用意いたしてござりますので、当面経済の運営に支障はないものと思うのでござります。かたがた石油のマーケットはいま比較的緩慢でござりますので、供給の多角化を図つていくことが全然できないというような事態でもないと心得ておるわけでございまして、当面石油会社といたしましてもいろいろの措置するでござります。政府もいろいろ考えてまいりまして、国民に御迷惑をかけないよう、不安を与えないようにしなければならないと考えております。

○近江委員 時間がありませんから終ります。

○塙川委員長 神崎敏雄君。

○神崎委員 エネルギー問題を考える場合に重要なことは、エネルギー供給基盤の自主的強化が何よりもその基本に位置づけられるかどうかであります。具体的な政策としては、第一に国内資源の開発、復興、第二に自主的資源外交、第三に自主的な新エネルギー技術の開発など、こういう政策が貫かれなくてはなりません。エネルギーの安定供給の最大の保障は、資源の開発の面でも、技術の開発においても、また外交においても自主性を貫き、わが国の安定供給基盤を強化することあります。総理もこの点を認められるかどうか、まずお伺いいたします。

○大平内閣総理大臣 仰せのようにエネルギー政策にとりましては技術開発が非常に大事な柱であると承知いたしております。自主的な技術の開発もとより大事でございますが、国際的な協力を

原子炉そのものに対する安全を確立するためにはいかにすべきかという解答を出してしまって、それに応じまして、たとえますればいまでは運転中の検査あるいは制御、インスペクト等が必ずしも十分でなかつたのぢやないかということで、特に運転中に対する配慮、人的配慮等も加え、あるいは万が一の場合、私どもはないとは思いますけれども、そういう場合に備えての対策等も充実いたしまして、何よりもまずあの教訓をわが国に生かす

た大量の放射能汚染水等、ガスの除去さえできず、復旧には建設費を上回る数千億円の費用と、四年から五年の歳月が必要と見られていることです。こうした点を考えますと、原発の経済性といふ点でも問題が表面化したことは明らかであります。政府の原発は安いという宣伝は、アメリカの大事故を無視した危険なものだと言わざるを得ないのであります。この点總理はお認めになられるかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○佐々木国務大臣 原子力発電の経済性の問題でござりますけれども、御承知のように、一般的には燃料費のウエートが石油あるいは石炭の火力に比較しまして段違いに小さいわけでございますので、その発電コストは当然油が高くなるに従いまして相対的に低くなるのは明らかでございまして、特に最近の原油価格の高騰によりまして、経済的な優位性はさらに高まっていると思っております。

月に試算いたしました計算によりますと、両方とも七〇%利用率を稼動率と考えておりますが、石油火力は一キロワットアワー大体十一円若干でございます。原子力の方は七円から八円程度でございまして、御承知のようにその後去年の暮れからとしの一月にかけまして原油は大変な値上がりをいたしましたわけでございますから、それを踏んまえまして五十五年の一月の時点でこれを計算いたします

と、石油火力の方はキロワットアワー十五円幾ら原子力の方は大体前と同じでござりますので、ほんば信近い開きになつていてると思ってございます。○神崎委員 きょうはせつかく總理に来ていただき、最後の質問でござりますので總理から御答弁願いたいと思うのですが、わが国が今日のよ

に石油中心に転換していく過程を見ますと、国 民経済的見地かつ長期的観点からではなく、資本の利益という見地から、しかも国際石油資本、特

にアメリカ石油資本への従属依存を深める過度であり、長期の見通しもなく無計画的に石油への転換が進められたことはいまや明白であります。

この過程での重要な教訓は、自主性の欠如と資本の利益、資本主義的効率本位という点、これにあります。私はそう思うのですが、石油代替エネルギーの開発導入それ自体はわが国も早くから政策的に明らかにしてきたことであります。しかし石油よりも安いかどうかが一番の政策と何ら変わっていない。この点はわが党としてはエネルギー危機の解決に向かうものとはどう基準になるとか、自主性という点での確固とした保障がないとかあるいは安全性の点でもまだ研究分野の原発の促進とか、きわめて重要な点で從来の政策と何ら変わっていない。この点はわが党としてはエネルギー危機の解決に向かうものとはどうい評価できないのであります。

そこで、総理、かつて石炭液化技術では世界的に高い水準であつたにもかかわらず、その成果を水に流してしまった実事を反省して、石油化学の動向など曰先の動きに惑わされずに、長期的観点で新エネルギーの研究開発に国として取り組みを強化するということを約束できるかどうか、最後に伺つて質問を終わりたいと思います。

○大平内閣総理大臣　冒頭にお答え申し上げましたように、エネルギー政策の推進に当たりましてあらゆる領域にわたつて技術開発の必要性は政府としても十分認識しておるところでございます。いま仰せになりました技術につきましても、政府といいたしまして十分留意いたしましてその推進には当たりたいと考えるわけでございまして、石油を中心でやつてまいりましたことは事実でございますが、これと並行いたしまして、脱石油を一方において図りながら新しいエネルギー源の開発に特段の力をいたさなければならぬし、その中核は何に対しても技術開発であることは仰せのとおりだとうえております。

たイラン問題についてであります。石油の値上げということではござりますけれども、実態といふことはアメリカの制裁措置、これを日本に對しましてはアメリカの制裁措置、これに對するイランの報復措置ではないか、私はこう思つておるところです。それでございまして、問題は、たまたま総理が訪米されるわけでございまして、そうなるとアメリカの制裁措置によってわが国にイランが報復的な措置、しかも石油の輸出禁止をしたということに対

られます政策措置はもぢさん安全問題といふことは非常に大切でしようけれども、私どもから見ますとどうも消極的過ぎる、いわゆる抽象的過ぎる

こういうように思いますけれども、この思い切つてこれの打開の方法を考えていただかなければならぬ、こう思います。

もう一点は、わが国の石炭開発の問題です。もちろんこの新しい法案は海外の炭鉱開発ということが中心でしようけれども、さつき言いましたとおり、それはなかなか手間暇のかかることです。ところが国内炭の問題につきましては、一応方可

として二千万トンという一つの方向が決められておるにもかかわらず、その二千万トン体制がなかなか確立できないというのが現状と、こう思っております。逆に日本の炭鉱から出ます炭は、言うならば貯炭という形でどんどんふえつつあるという矛盾が生じておるわけでござりますから、そういうことでなしに、二千万トンを完全に消化するという方法、あるいはまたその体制がそれによつて確立するという具体的な考え方というのが当然にこの際必要になつてくるのじゃないかと思いますが、わが国国内におきますところの炭鉱開発、特に二千万トン体制の確立ということについて、総理、この二点について明確なお答えをしていただきたいということです。それで終わります。

○大平内閣総理大臣 イラン問題でござりますが、今度の三十五ドル原油に対する交渉の行き詰

○大平内閣總理大臣 イラン問題でございますが、今度の三十五ドル原油に対する交渉の行き詰まり問題、これはイランの対米報復の一環じやなりかといふ御指摘でござりますが、イランがどうとつておられるか別にいたしまして、われわれはいたしましてはあくまでこれは経済問題として、そのうち内におきましてしんぼう強くイランの再考を求めていきたいと考えております。と同時にわれわれはそういう問題があろうとなからうと併給源の多角化を進めなければならぬ立場におけるわけでございまして、アメリカにわが国の供給源の多角化に協力していくだくことも考えなければならぬと思うのでございまして、そういう考え方で対米交渉には当たりたいと考えております。

それから、第二の原子力問題でございますが、仰せのどおり、他の代替エネルギーの開発といふのは容易ならぬことだと思うのでございまして、

とりあえず信頼性の高い、間に合う代替エネルギー源としては、原子力に頼るというこ

とが一番手っ取り早い方法であることは御指摘のとおりでございまして、原子力発電の運転の効率化、建設のスピード化等も進めなければならぬと思いますが、これは申すまでもなく安全性を確保しながら、地元の協力も十分得ながら進めなければ

ばならぬことは当然でございまして、われわれといたしましては十分な配慮を加えながら、原子力の開発には特段の配慮を、努力を払つてまいりたいと考えております。

いますが、二千万トンにまだ及ばない状況にありますことは御指摘のとおりでございまして、せつなく国内にある重要な資源でございますので、これを活用してまいりたいことは御指摘のとおり大事なことだと思いますが、それに対しましてどういう手立てを講じなければならぬのか、そういう点につきまして私は素人でよくわかりませんけれども、エネルギー政策当局において検討に倣する課題であろうと存じ、御提言を受けましたその点は十分検討させてみたいと思います。

○塩川委員長 以上をもちまして本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩川委員長 この際、本法律案に対し、清水重
君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党：

国民会議及び民社党・国民連合四派共同提案に係る修正案、また、神崎敏雄君外二名から、日本革新共同提出に係る修正案が、それぞれ委員長の手元に提出されています。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○清水委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文についてはお手元に配付をいたしてあるとおりであります。

修正の第一点は、第三条第三項中「内閣總理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策」を「原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づいて行われる原子力に関する基本的な政策」に改めることであります。原子力の研究開発につきましては本法とは別の体系で行われるものであることを明確にする趣旨のものでござります。

修正の第二点は、財政上の措置等に関する第7条に、政府は「国内に存する石油代替エネルギー」

源の地域の特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮しなければならない旨の規定を加えるものでありまして、ローカルエネルギーの開発及び利用の促進を図ろうとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○塙川委員長 次に、小林政子君。

する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○小林(政)委員 私は、日本共産党・革新共同を

代表して、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説

明申し上げます。

エネルギー資源を特に重視する必要があるとの立場から、本法案の「目的」に国内エネルギー資源の積極的活用を明記させ、代替エネルギー供給目標にも、他と区分してわが国における自給率を明確にすることとしております。また、国内炭開発を推進するため、石炭鉱業合理化事業団はこれを存続させることとし、本法案案、同事業団の解散と、新エネルギー総合開発機構が同事業団の業務等の承継などを担当し部分を相手する、ここに

等の差額などを定めた部分を削除することとしてあります。

第二は、新エネルギー総合開発機構を民主的・自立的に運用し、もつて国民生活に積極的に役立つようにするため、運営委員会の民主的構成を図ること、また、機構が技術開発の国際交流を進めること、また、機構が技術開発による成果をわが国が自立的に活用できるようにしなければならないことを機構に義務づけること、業務の委託を受ける企業が技術開発による成果を私物化することを防止するため、受託企業に対し監督官庁の立入検査ができるようになりますこと、及び機構の運営委員の任免、予算、事業計画等を国会承認案件とすることとしております。

第三は、安全性や技術等の面が未確立であるとの見方です。安全発電については、安全利用技術が確立されるまでの間は代替エネルギーの定義から除外するものであります。

るため、新エネルギー技術開発の促進はもちろ

んのこと、国内資源の開発、自主的資源外交の確立、エネルギー浪費の抑制を積極的に推進を図ることを提起してきましたが、政府が今回提出した代替エネルギー法案では、エネルギー危機の真の解決に向かうものとは評価できないとの理由から修正案を提出した次第でございます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたします。(拍手)

○塩川委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終りました。

○塩川委員長 日本共産党・革新共同から討論の申し出がありました。先ほどの理事会で協議の結果、大多数の意見により、御遠慮願うこといたしましたので、御了承願います。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律案並びに清水勇君外三名提出の修正案及び神崎敏雄君外二名提出の修正案について採決いたします。

○塩川委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決いたしました。

次に、清水勇君外三名提出の修正案について採決いたします。

(賛成者起立)

○塩川委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○塩川委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

ものと決しました。(拍手)

する事情等にかんがみ、新たな石炭対策を早急に検討し、その推進を図ること。

四 石油代替エネルギーのうち海外に賦存する石炭、LNG等については、円滑な国際協力の推進とともに、秩序ある開発・輸入体制の整備に努めること。

五 新エネルギー総合開発機構の運営については、極力効率的なものとするよう努めるとともに、民間の有能な人材の確保等民間の活力を十分活用すること。また、技術開発の委託先の選定及び新エネルギー技術の実用化については、特定の事業者にかたならないよう公正な運用に十分留意すること。

六 新エネルギー総合開発機構の業務についても、技術開発の進展に応じ、新規テーマの採択、スタッフの増強等その拡充強化に努める

ことは、技術開発の進展に応じコールセンターに対する出資の業務についても検討すること。

七 ソーラーシステム等実用化段階に達した新エネルギー利用の普及を促進するため、必要な措置の充実を図ること。

八 政府は、本法施行にあたり、一段と流動的な様相を深めている国際エネルギー情勢の現状と今後の推移にかんがみ、現在及び将来にわたるエネルギーの安定供給を確保するため、省エネルギーの徹底、省エネルギー技術開発の促進、石油供給先の多角化、石油自主開発の促進等を図り、石油代替エネルギーの開発・導入においては、国産エネルギー及び自然循環エネルギーの最大限の活用に配慮する等、総合エネルギー政策の一層の推進を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石油代替エネルギー供給目標の策定にあつては、関係省庁間の連携を密にし、整合性のある的確な目標を定めるとともに、エネルギー問題に関する国民各層の理解と協力を深めるため、エネルギー白書の作成・公表について検討すること。

二 石油代替エネルギーのうち原子力については、本法とは別に原子力基本法の体系によるものであることにかんがみ、本法の運用においては特にこの点に留意すること。

三 国内石炭の二、〇〇〇万トン生産体制を維持するため、石炭鉱業の現状と今後の展望、二年後には石炭対策関係諸法律の期限が到来

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩川委員長 この際、佐々木通商産業大臣より発言を求めておりますので、これを許します。

○佐々木通商産業大臣 ただいま御決議をいただきま

した附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、対処する考えでございます。

○塩川委員長 この際、内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

兩案の趣旨の説明を聴取いたします。佐々木通商産業大臣。

○塩川委員長 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○塩川委員長 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○佐々木國務大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○佐々木國務大臣 中小企業信用保険制度は、信用力の不足する中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るために、信用保証協会の行う債務保証についての保険制度として創設され、現在約八兆円に及ぶ保険規模に達しております。

○佐々木國務大臣 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

最近の中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものがあり、信用補完の面におきましても、中小企業の資金需要への的確な対応の必要性がますます高まつております。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、付保限度額の引き上げであります。最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処するため、付保限度額を普通保険につきましては現行の五千円から七千円に、無担保保険につきましては八百万円から一千円に、さらに特別小口保険につきましては二百五十万円から三百万円にそれぞれ引き上げることといたしております。

第二は、新技術企業化保険制度の創設であります。中小企業が今後健全な発達を遂げるためには、新技術の開発及びその企業化を推進することがきわめて重要であります。このよだな観点から、新技術の企業化を行おうとする中小企業者の信用力を補完するために、新たな保険制度として新技術企業化保険を創設することとしております。この保険の付保限度額は一億円、てん補率は八〇%となつております。

第三は、倒産関連保証制度における倒産をした者の範囲の拡大であります。連鎖倒産防止のための倒産関連保証制度は、現在会社または個人が倒産した場合に、その関連中小企業者に対して適用されることとなります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。御説明申し上げます。

昭和五十三年四月に発足した中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を防止するため、

取引先企業の倒産により売掛金等の回収が困難となつた共済契約者に対し、その積み立てた掛金の十倍の範囲内で共済金を簡易迅速に貸し付ける制度であります。

最近の中小企業を取り巻く経営環境は、倒産件数が高水準で推移する等、依然として厳しいものがあります。このため、中小企業倒産防止共済制度につきまして、中小企業の実情に即した制度の改善を行い、共済契約者の利便の増進及び利用者の増加を図ることにより、中小企業の連鎖倒産の防止を積極的に図ることが必要となつております。

かかる観点から、今般、中小企業倒産防止共済法の改正を提案することとした次第であります。

第一は、共済金の貸し付け限度額を引き上げることであります。

最近の中小企業者の取引先企業の倒産により生ずる回収困難額の実情にかんがみ、共済金の貸し付け限度額を千二百万円から二千五百円に引き上げることとし、このため、共済契約者が積み立てることのできる掛金総額の限度を百二十万円から二百六十円に引き上げることといたしました。

第二は、掛金月額の限度を二万円から五万円に引き上げることとしております。これにより、掛け金総額の引き上げにもかかわらず、最短の積み立て期間は六十カ月から四十二カ月に短縮されることがなります。

第三に、共済金の貸し付けを受けた者の負担を軽減するため、長期的に見て共済収支に余裕財源が生じる場合には、借り受けた共済金を完済した者に対する手当金を支給できるよう措置いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。

○塩川委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○塩川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

流通問題小委員会において、参考人の出席を求める意見を聽取いたしたいとの小委員長からの申出がござります。

つきましては、小委員会に参考人の出席を求め、意見を聽取ることとし、その人選、日時等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る五月六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十八分散会

八 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供を行うこと。

第三十九条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案に対する修正案(神崎敏雄君外二名提出)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案の一部を次のよう修正する。

第一条中「この法律は」の下に「我が国におけるエネルギーの自給率の増大に配慮しつつ」を、「導入を」の下に「自主的、民主的かつ」を加える。

第二条各号列記以外の部分に次のたゞ書きを加える。

ただし、原子力に係るもの除く。

第三条第二項中「及びその種類」との供給数量」を「並びにその種類」との供給数量及び我が国における自給率」に改め、同条第三項を削る。

第十一條中「及び海外における石炭資源」を削る。

第十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十三条第一項中「委員は」の下に「日本学術会議、消費者団体及び労働組合がそれぞれ推薦する者その他の」を、「うちから」の下に「両議院の同意を得て」を加える。

第二十三条规定中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合は、前項の規定による。

3 委員は、前項後段の規定による両議院の同意を得なければならぬ。

商産大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができない。

この場合においては、任命後最初の国会に

おいて、両議院の同意を得なければならない。

3 委員は、前項後段の規定による両議院の同意

号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たつては、国内に存する石油代替エネルギー源の地域特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮しなければならない。

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の通商産業省令で定める要件に該当する新技術（以下単に「新技術」という。）の企業化のための商品の試作の費用、新技術の企業化に必要な施設の設置の費用その他の新技術の企業化に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するもの及び次条第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金）に係るもの）を除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が一億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ。）を超えることができない保険（以下「新技術企業化保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新技術企業化保険の契約を締結して、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に新技術企業化保険の保険関係が成立している場合にあっては、一億円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新技術企業化保険の保険関係が成立するものとする。

第三条第三項及び第三条の二第一項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加え、「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第七条及び第九条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加える。

第十一条中「公害防止保険」の下に「新技術企業化保険」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第十二条中「及び公害防止保険」を「超える」に改める。

第十三条中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「五千万円」を「七千万円」に、「すでに」を「既に」に、「一億円」を「一億四千万円」に改める。

附則第四条中「八百万元」を「千万元」に、「すでに」を「既に」に改める。

附則第五条中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四条 産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。
（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第五条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

（中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正）

第六条 中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。
（特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第七条 特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「保険額の合計額が八百万円」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険額の合計額及びその他の保険関係の保険額の合計額がそれぞれ千万円及び八百万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が八百万円（当該債務者」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」と、同条第三項中「それぞれ八百万円から」とあるのは「それぞれ八百万円及び八百万円から」と、「保険額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域

（産地中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第八条 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条の五第二項」を「第三条の六第二項」に、「次条第二項」を「第三条の六第二項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

（中小企業事業団法の一部改正）

第九条 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち中小企業信用保険法第三条の五第二項の改正規定中「第三条の五第二項」を「第三条の六第二項」に改める。

附則第二十一条中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

理由

中小企業信用保険について、新技術企業化保険の制度の創設、普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額の引上げ並びに倒産関連中小企業者の定義に係る破産等の事由が生じた者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第

八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第四条第二項中「又は二万円」を「二万円、四万五千円又は五万円」に改める。

二万五千円、三万円、三万五千円、四万円、四万五千円又は五万円」に改める。

第七条第二項第二号中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第十二条第五項中「若しくは完済手当金」を「解約手当金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(完済手当金)
第十二条の二 中小企業倒産防止共済事業の収支の状況並びにその収入及び支出の見通しからみて、その収支が将来にわたつて均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、事業団は、通商産業省令で定めるところにより、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に、第三項に規定する額の完済手当金を支給することができる。

2 前項の余裕財源が生じていてかどうか及びそこの余裕財源の額は、通商産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 完済手当金の額は、償還された共済金の額の十分の一に相当する額に、第一項の余裕財源の額並びに共済契約者のうち共済金の貸付けを受けるものの割合及びその共済金のうち償還期日までに償還されるものの割合の予想等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、完済手当金を支給すべき場合に準用する。

第十三条の見出しを「(共済金等の返還)」に改め、同条中「の支給」を「若しくは完済手当金の支給」に、「又は解約手当金を」「解約手当金又る。

は完済手当金を」に改める。

第十四条第三項中「百二十万円」を「二百十万円」に改め、同条第四項中「六十倍」を「四十二倍」に改める。

第十八条中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第十九条中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第十八条中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第十九条中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(小規模企業共済等に関する法律の一部改正)
法律第二十一条の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第四号中「及び解約手当金」を「並びに解約手当金及び完済手当金」に改め

る。

(中小企業事業団法の一部改正)

中小企業事業団法(昭和五十五年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第五号中「及び解約手当金」を「並びに解約手当金及び完済手当金」に改め

る。

附則第二十四条のうち中小企業倒産防止共済法第二十一条を同法第二十二条とし、同法第十八條から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、同法第十七条の次に一条を加える改正規定中「の支給」を「又は完済手当金の支給」に改め、「者は」の下に「解約手当金にあつては」を、「残額」の下に「完済手当金にあつては第十二条の二第三項に定める完済手当金の額(事業団が当該完済手当金の額から同条第四項において準用する第十二条第五項の規定によりその額を控除することができる金額があるときは、当該完済手当金の額からその金額の額を控除した残額)」を加える。

中小企業倒産防止共済契約の掛金月額及び掛金総額の最高限度の引上げ等を行うことにより、共済契約者の利便を増進し、中小企業倒産防止共済事業の利用者の増加を促進するとともに、共済金の貸付けを受けた者の負担を軽減するため、当該事業の長期にわたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じていると認められる場合に、完済手当金を支給することができる」とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

